

平成30年第1回定例会  
(第1日目)

津別町議会会議録

平成 30 年第 1 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 30 年 2 月 28 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 30 年 3 月 5 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 30 年 3 月 5 日 午後 3 時 01 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課参事	森井 研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	川口 昌志	○			
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事務局主査	山田 志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 乃村 吉春 5番 高橋 剛
2			会期の決定	自3月 5日 18日間 至3月 22日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	1	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
8	議案	1	津別町総合計画の策定と運用に関する条例の制定について	
9	〃	5	津別町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	2	津別町庁舎等建設審議会条例の制定について	
11	〃	3	津別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	
12	〃	4	津別町小規模企業振興基本条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	6	津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	7	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	10	津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	8	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	9	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	11	津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
19	〃	12	津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
20	〃	13	津別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
21	〃	14	津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
22	〃	15	津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
23	議案	16	津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
24	〃	17	権利の放棄について（水道料金債権）	
25	〃	18	平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 10 号）について	
26	〃	19	平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
27	〃	20	平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
28	〃	21	平成 29 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
29	〃	22	平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
30	〃	23	平成 30 年度津別町一般会計予算について	
31	〃	24	平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
32	〃	25	平成 30 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
33	〃	26	平成 30 年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
34	〃	27	平成 30 年度津別町下水道事業会計特別会計予算について	



(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 30 年第 1 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

4 番 乃 村 吉 春 君                      5 番 高 橋                      剛 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

4 番、乃村委員長、登壇願います。

○4 番(乃村吉春君) ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告します。

3 月 1 日に開催しました議会運営委員会において、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は、同意案 1 件、条例案 16 件、単項議案 1 件、補正予算案 5 件、新年度予算案 6 件、報告 3 件、計 32 件であります。これに要する会期について、当委員会で検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおりであります。

第 1 回定例会の会期は、本日 3 月 5 日から 3 月 22 日までの 18 日間と決めました。



議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会としての報告とします。

よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたように、本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長(鹿中順一君) 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長(松橋正樹君) 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名はお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長(鹿中順一君) これで諸般の報告を終わります。

#### ◎町政方針

○議長(鹿中順一君) 日程第4、町政方針を行います。

町長から、町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(佐藤多一君) [登壇] おはようございます。

## 1. はじめに

本日ここに平成30年度予算の審議をいただき、第1回津別町議会定例会の開催にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、本年は3期目の最終年を迎え、最後の予算編成を終えて上程いたすところですが、公約につきましては、一部変更したものや取り組み中のものもありますが、おおむね達成できるものと考えているところです。人口の社会減と自然減は今日も続いておりましたが、「総合計画」に基づき、「まちは舞台、町民が主役」を合言葉に、一つ一つ為すべきことをなしてまいる所存であります。

## 2. 公約の推進

第1次産業の振興につきましては、本町の基幹産業である農業は、国営農地再編整備事業が平成27年度に実施地域となり4期目を迎えます。平成36年度までの長期間の事業ですが、経営基盤をより確かなものにするとともに、後継者等の担い手の確保を支援し、再生産・持続可能な農業の実現を図ってまいります。

林業につきましては、森林バイオマスなどによる再生可能エネルギーを活用した「低炭素・循環・自然共生」を柱に、資源循環型のまちづくりを引き続き進めてまいります。また、森林認証や、加工・流通過程の管理認証の取得に対する助成の結果、町内11事業体が認証を取得し、認証材の利活用に取り組んでいます。今後とも「愛林のまちつべつ」にふさわしい林業の振興を図ってまいります。

少子化・高齢化社会への対応につきましては、認定こども園の利用料等を引き続き軽減して子育てを支援するとともに、子どものみならず高齢者も楽しめる場として、自然運動公園一帯のリニューアルを年次計画で進めてまいります。本年度は、木材工芸館とその周辺の改修に着手します。

中心市街地の活性化につきましては、「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」に基づき、健康福祉センター等を含めた複合庁舎の基本設計に着手するとともに、持続可能なコンパクトでロマンチックなまちなか再生に向け、地域再生計画に基づく地方創生推進交付金事業を推進してまいります。また、多目的活動センターさんさん館内に

設置しています観光協会の充実強化を支援し、さらなる観光振興を推進してまいります。

自治会と集落の活性化につきましては、地域における生活課題等に対して、自治会の皆さんが自主的に取り組む活動を支援するとともに、豊かで安全安心な共同体づくりのための環境整備や、共同で使用する施設の修繕などを行い、自治会と集落の活性化に努めてまいります。

老朽化したインフラの再整備につきましては、計画に基づき実施している道路・橋梁の改修を引き続き進めるとともに、簡易水道事業につきましては、上里導水管の更新工事に着手してまいります。下水道事業につきましては、農業集落排水事業を特定環境保全公共下水道事業に統合し経費の節減に努めてまいります。住宅建設につきましては、本岐地区に特公賃住宅1戸を新規に整備するとともに、既存住宅の適切な維持管理を行ってまいります。

庁舎、議会議事堂、健康福祉センターを一体化した複合庁舎の建設につきましては、「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」に示される新庁舎の基本方針等に基づき、基本構想の策定と基本設計に着手してまいります。なお、具体的な事項につきましては、議会特別委員会及び今後設置予定の「津別町庁舎等建設審議会」での審議をはじめ、町民に対する説明会を開催するなどして合意形成を図ってまいります。

地域資源の活用につきましては、合宿チームから高い評価を受けておりますラグビー場のPRをさらに展開するとともに、大好評のクマヤキやオーガニック牛乳などに代表される町内の農畜産物を活かした特産品の開発がさらに進展するよう支援してまいります。

### 3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、「人づくり・まちづくり活動支援事業」により、町民の自主的活動を支援するとともに、北海道大学公共政策大学院の学生を中心とした組織との交流事業や高大連携事業を通し、まちづくりの基盤となる人づくりを進めてまいります。

花のまちの推進につきましては、町民や来町者への快適な生活環境や豊かな景観を

生み出すため、引き続き花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会等と連携し、樹木を含めた花を活かしたまちづくりに取り組んでまいります。

町内2カ所の宿泊施設につきましては、いずれも指定管理制度により運営していますが「ランプの宿 森つべつ」につきましては、道道屈斜路津別線の土砂崩れによる通行止めの影響もあり利用者数は減少傾向となりましたが、「みいとインつべつ」につきましては、工事関係者と合宿増により増加傾向となっています。両施設とも本町の観光と地域振興、交流人口の拡大を進める上で不可欠な施設であるため、相互に協力し合い効率的な運営と利用拡大が図られるよう要請するとともに支援してまいります。

観光事業の充実につきましては、観光協会をはじめとする関係団体と連携し、さらなる誘客活動やイベント等への支援を行うとともに、観光協会の主体強化に向けた支援を行ってまいります。また、本町の林産業と観光のシンボリックな存在である木材工芸館周辺の改修を行い、親子が楽しめる施設として充実させるとともに、相生総合交流ターミナル（道の駅あいおい）の駐車場拡張やクマヤキハウスを整備して、観光ルートの拠点としての役割を担ってまいります。

姉妹都市の南アルプス市、友好都市の台湾彰化県二水郷、そして船橋市との交流につきましては、今後とも行政・団体・子どもたちを含む町民など、さまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。

本年度は、船橋・津別青少年交流協会の事業として、クリンソウまつりへの参加とホワイトスクールが予定されており受け入れ準備を進めてまいります。また、二水郷中学生との相互交流事業につきましては、津別中学校生徒が二水郷を訪問する年であることから、一昨年度の訪問と昨年度の受け入れの成果を生かし、さらなる国際的友好の輪を広げてまいります。

また、本町の応援団である東京つべつ会につきましては、引き続き会員の実態を把握するとともに、新たな会員の拡大と運営内容の充実について役員の方々とともに進めてまいります。

定住対策につきましては、ふるさと定住促進事業による新築や、中古住宅の購入助成と住宅改修の助成を継続し、住宅環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。

#### 4. 行政改革と機構改革

平成 22 年 3 月に策定しました「津別町新行政改革大綱推進計画（改正版）（平成 22 年度～31 年度）」は、後期 5 年計画の 4 年目を迎えましたが、地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための計画として位置づけ、アクションプランに掲げる各事業を順次推進してまいります。

事務事業もアウトソーシングにつきましては、昨年度において、町道の維持管理業務を協同組合津別町道路管理センターに委託したところですが、本年度も引き続き同組合に委託し、円滑な業務遂行が図られるよう進めてまいります。

機構改革につきましては、現在策定中の「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」と並行して庁内検討委員会を設置し、近い将来及び 10 年度を見通した機構のあり方、新庁舎建設に係る住民サービスの向上、さらに平成 24 年度に行った第 2 次機構改革の検証作業を進めてまいりました。これにより明らかになった課題につきましては、優先順位をつけ本年度より順次取り組みを進めてまいります。

また、人事評価制度につきましては、面談を重視して目標管理型の改善と充実に努め、職員間の意思疎通により連携を図り、職員みずからが能力を高め、住民の期待に応えられる人材育成に努めてまいります。

#### 5. 住民と協働のまちづくり

各単位自治会や自治会連合会において、それぞれの地域における種々の課題に対し、自治会の皆さんが積極的かつ豊かで安全安心な共同体づくりのため、自主的に活動されていることに対し敬意を表しますとともに、行政といたしましても引き続き、施設の修繕や地域コミュニティづくりの交流に対し支援を行ってまいります。

また、地域のコミュニティ活動支援や経済振興の担い手である地域おこし協力隊につきましても、移住や定住促進の役割もあることから、さらに積極的に導入を図り、起業や就職により定住が実現するよう隊員の活動を支援してまいります。

#### 6. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、本年に入り痛ましい死亡交通事故が発生したところですが、本年度におきましても、交通安全協会の取り組みに対する支援はもとより、今後とも「第10次津別町交通安全計画（平成28年度～32年度）」に基づき、交通事故のない地域社会を目指し、継続した取り組みを強化してまいります。

また、防犯に関しましては、防犯協会をはじめとした地域の方々の見守り活動により、安全で安心できる地域づくりの取り組みが推進されていますことから、今後とも関係機関や団体と連携した取り組みを進めてまいります。

災害対策につきましては、全国的に局地的な大雨や暴風雪、さらには大規模な地震の発生など、防災への備えと対応がますます重要な課題となっております。このため、災害発生の恐れがあるような警報が発令された場合は、人命最優先の対策を講じてまいります。

平成24年度に改正した「津別町地域防災計画」につきましては、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえ、計画全体と各種マニュアルの見直しを自主防災組織や自治会等と連携し進めてまいります。また、地域に対しましては、自主防災組織の立ち上げと活動の充実強化に向け防災研修等を開催してまいります。

一昨年の台風被害により、これまで作成されていなかった北海道管理河川の浸水想定区域図が作成されたことから、町管理河川と合わせたハザードマップを作成するとともに、平成4年に策定した「津別町水防計画」の見直しについても、地域防災計画の見直しとあわせて行ってまいります。

火山噴火対策につきましては、雌阿寒岳火山防災協議会など周辺市町村や関係機関と連携しながら進めてまいります。

建築物の地震対策につきましては、「津別町住宅・建築物耐震改修促進計画（平成30年度～32年度）」に基づき、大規模地震が発生した場合の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断と耐震改修を促進してまいります。

## 7. 福祉のまちづくり

「助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ」を基本理念とした「津別町地域福祉計画（平成27年度～31年度）」に基づき、福祉サービス充実のための啓発

や地域福祉にかかわる諸団体と連携し施策を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加傾向にあることから、地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めるため、見守り・買い物・通院などの生活支援体制につきましては、社会福祉協議会などと連携を強化するとともに、成年後見人制度のさらなる普及と相談体制の充実に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、本年度が始期となる「第5期津別町障がい福祉計画（平成30年度～32年度）」に基づき、障がい者のニーズを踏まえた上で相談支援や地域生活支援事業の充実に努めるため、社会福祉法人や関係団体との情報連携を進めながら、サービス提供体制の充実等、障がい者福祉の充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、本町の将来を担う子どもの健やかな成長を願い、保護者や時代のニーズに対応できるよう、「津別町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」に基づき施策の推進に努めるとともに、引き続き中学生までの医療費の無料化や専門職による育児支援など、子育て環境の充実に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、毎年実施している乳幼児検診や特定健診、がん検診などのほか、新たに歯周疾患検診を実施し、生活習慣病の予防や早期治療、要介護の予防につなげ、また、認知症予防のための健康教室や運動教室、妊産婦通院等交通費助成事業などを引き続き実施し、町民の健康増進を図ってまいります。

地域医療につきましては、公的医療機関の役割を担っていただいています町内唯一の医療機関である津別病院に対する支援を継続し、地域医療の安定的な確保に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、本年度から新たに北海道が国保財政運営の主体として加わり、町は引き続き、保険税の徴収や保険証発行などの資格管理を行うとともに、特定健診・特定保健指導による医療給付費の縮減や医療費適正化事業に取り組み、国保の基盤強化と制度の安定化を推進してまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の構成員として適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、本年度が始期となる「第7期津別町介護保険事業計画（平成30年度～32年度）」におきまして、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一

体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。また、支援を必要とする人を地域で見守り支え合う体制づくりや相談体制の拡充に向け、関係機関・団体と連携して進めてまいります。

また、本年度より水道少量使用家庭への軽減措置として、使用水量が1カ月5立方メートル以下の場合、家事用基本料金を次期見直しまでの間2割軽減することとします。

## 8. 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理につきましては、町民の皆さまのごみの減量化と分別回収へのご協力により、一般廃棄物最終処分場の延命が図られているところですが、新しい処分場建設の準備は、昨年度において、測量、地質、生活環境影響調査を実施し、「最終処分場施設基本計画」と「最終処分場基本設計」を作成し、現処分場入り口付近に建設することとして青写真ができたところです。平成32年度の供用開始に向け、本年度は実施設計を行ってまいります。

燃やすごみと生ごみにつきましては、引き続き大空町と広域処理を行うとともに、再資源化が可能なものにつきましては、津別町環境衛生推進協議会等と資源循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。今後とも町民の皆さまのご協力を得て、ごみの減量化と徹底した分別を推進してまいります。

「津別町環境基本計画（平成26年度～35年度）」の推進につきましては、環境基本計画推進協議会と基本計画等の各種関連施策の展開の進行を検証しながら、環境に配慮したまちづくりを引き続き進めてまいります。

空き家対策につきましては、空き家等撤去促進事業による補助制度が広く活用されており、今後とも良好な生活環境を守り、美しい景観の向上を目指して取り組んでまいります。また、「津別町空き家等対策計画（平成30年度～34年度）」に基づき、空き家等の利活用を進めるとともに、空き家等対策協議会において認定される特定空き家に対し、指導や助言から代執行に至るまでの必要な措置を講じてまいります。

## 9. 産業の振興



政府は、T P Pの大筋合意を受け、平成 27 年 11 月に農林水産物と食品の輸出額を 1 兆円にするという目標を、平成 32 年から前倒しして達成することや、農家の保護策などを盛り込んだ「総合的な T P P 関連政策大綱」を決定し施策を推進してきました。

しかし、本年 1 月の環太平洋連携協定は、米国を除く参加 11 カ国が新協定を結ぶとして 3 月署名が合意され、また、昨年 12 月の日 E U ・ E P A の大枠合意を踏まえ、政府は平成 29 年 11 月に改定しました「総合的な T P P 関連政策大綱」の実現に必要な経費は、予算編成過程で検討するとしたところです。

さらに、両協定の発効を見据え、これら関連対策としまして平成 29 年度補正予算に 3,170 億円が計上され、国際競争力の強化を狙い、農畜産業の生産性向上や高付加価値化、農地の大区画化などを加速させるとしました。

本町としましては、これら国の関連対策による施策等を有効に活用し、地域の活力創造プランを含め、現場の主体的判断を尊重した多様な努力・取り組みを支援し、基盤整備と担い手の確保により再生産・持続可能な農業の実現を図ってまいります。

また、実施地区となりまして 4 年目を迎える国営農地再編整備事業も事業費が増えることから、着実な実施により平成 36 年度までの完了を目指すとともに、事業完了後の地元負担のうち町が負担する所要額につきまして、本年度も引き続き事業負担金支援基金に積み立てを行ってまいります。

さらに、環境保全型農業直接支払交付金事業、鳥獣被害防止総合対策事業、多面的機能支払交付金事業等を引き続き実施し、地域の実情に即した持続可能な農業の実現と担い手の確保を図り、地域農業の活性化と発展に努めてまいります。

林業につきましては、充実しつつある人工林を中心に、生産目標に見合った施業を適期に実施するとともに、伐期を迎える林分は確実に更新を図り、地域材を安定供給できる体制整備を推進するため、森林・林地の航空レーザー計測により確立しました森林クラウドシステムを活用し、効率的な維持管理を推進するとともに、林地残材の効率的な収集体制の確立を進めます。

平成 31 年度から導入される森林環境譲与税（仮称）につきましては、林地台帳の整備を行い、交付に係る準備を進めてまいります。また、丸玉木材株式会社様からの寄附によります丸玉木材森づくり基金を有効に活用し、地域林業の活性化に努めてまい

ります。

町民の財産であります町有林の管理につきましては、本年度が最終年度となる「第13次森林施業計画（平成26年度～30年度）」及び森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高度発揮や将来の財産形成と地域材の安定供給に努めてまいります。また、次期計画である「第14次森林施業計画（平成31年度～35年度）」の作成に着手し、町有林の長期方針を確立してまいります。

町内森林の約9割を占めるSGEC認証林から産出される認証材の流通拡大を目的に新設しましたCOC認証取得支援制度等により、町内11事業体が認証を取得したことから、認証材の利用拡大をさらに推進してまいります。

森林バイオマス資源などを活用し、資源循環型社会の構築を図ることを目標に策定しました「津別町モデル地域創生プラン（平成28年度～32年度）」を補完する「津別町エネルギーマネジメントマスタープラン」を基に、再生可能エネルギーによる資源循環型のまちづくりを、複合庁舎建設等まちなか再生基本計画等の進捗に合わせ段階的に進めてまいります。

林道の整備につきましては、林道橋梁長寿命化対策として、三好沢線ほか1線の7橋の点検・診断を実施し、維持管理方針を確立してまいります。

第4回全国木のまちサミットにつきましては、北海道150年記念事業としても位置付けられ、10月11日～12日を開催日として、国産材の利用推進や本町の林業・林産業を発信する舞台として準備を進めてまいります。

北海道立林業大学校の誘致活動につきましては、町内47団体で期成会を設立し誘致活動を進めてまいりましたが、その後、オールオホーツクでの誘致活動に発展し、この中において本町からの提案を行ってきており、本校・サテライト校のいずれにも対応できるよう関係機関と連携して誘致活動を強力に進めてまいります。

商工業の振興につきましては、国内経済が回復傾向にある中、町内の商工業は依然として厳しい状況にありますが、住宅建設をはじめ公共事業の推進や各種補助制度及び中小企業の経営安定のための融資制度の充実強化により、地域経済に一定の効果をもたらしています。本年度も「起業等振興促進補助金」を拡充するとともに、引き続き商工会と連携して商工業への支援を行ってまいります。

また、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、町内に新規に就職して居住する者が返還する奨学金に対し助成制度を設けており、引き続きこれらを活用した移住・定住施策を展開してまいります。

## 10. 社会資本整備

建築施設や道路、水道など公共施設全体の管理につきましては、30年間に及ぶ「津別町公共施設等総合管理計画（平成29年度～58年度）」に基づき優先順位を見極め、選択と集中により老朽化した施設の取り壊しを行うとともに、改修や更新にあたりましては、その時々有利な財源を活用して進めてまいります。

町道の整備につきましては、平成21年度に策定し、平成26年度に見直しを行いました「市街地町道整備計画（平成22年度～36年度）」に基づき整備を進めており、本年度は柏町福王寺横の町道22号線と隣接する町道59号線の一部改良舗装工事を行うこととしています。

舗装補修工事につきましては、幹線町道の路面性状調査が終了し、平成28年度から補助事業により計画的に修繕事業を進めているところですが、本年度は達美と岩富を結ぶ町道350号線と本町の町道136号線の歩道舗装工事を行うこととしています。また、維持補修工事は、高台の町道202号線の法面工事と岩富の町道201号線の道路側溝工事を行うこととしています。

橋梁の整備につきましては、平成24年度に策定しました「橋梁長寿命化修繕計画（平成26年度～35年度）」に基づき改修等を進めているところですが、本年度は、設計を終えた町道3号線の活栄橋ほか7橋について改修工事を行うとともに、町道304号線の涼林橋ほか7橋の補修設計を行うこととしています。このほか、5年ごとに行っている橋梁点検は、町道355号線拓新橋ほか15橋について実施することとしています。

道道北見津別線の開成峠の登坂車線の造成、万代橋の線形改良につきましては、現在工事が進められており、早期完成について要望するとともに、道道屈斜路津別線の津別峠の通行につきましては、峠開きに間に合わせたいとの報告を受けていますが、確実に供用開始となるよう要望してまいります。

国道240号につきましては、事業着手となりました北釧橋の線形改良の早期完成と

路面のわだち改修について要望してまいります。

道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、現在も漁業者との調整が行われていると聞いていますが、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

町民の足を守る公共交通につきましては、平成 24 年 10 月から相生線、上里線を混乗スクールバスに改変し、恩根線、二又線、東岡線を合わせ 5 路線の混乗スクールバスを運行し、平成 27 年 4 月から東岡線の運行経路見直しと新たに活汲線を加え、町民の足の確保を図っているところです。本年度は、相生線のスクールバスを更新するとともに、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、地域公共交通アドバイザー業務と公共交通体系基礎調査業務を実施し、本町の実態に合った公共交通のあり方をさらに検討してまいります。

町営住宅等の整備につきましては、「津別町住生活基本計画(平成 21 年度～31 年度)」に基づき、「歩いて暮らせる木の住まいづくり」を基本に新設と建替事業を進め、これまで 115 戸を整備してきたところです。

本年度は、本岐地区に特公賃住宅 1 戸を整備することとし、既存住宅につきましても引き続き計画的に修繕を行い、住環境の整備を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、老朽化した導水管、配水管及び配水池等施設の更新を計画的に進め、今後とも安全安心な水道水の供給に努めてまいります。このため、本年度は上里地区導水管の更新に着手するとともに、水道施設電気計装設備の改築更新などを行うこととしています。

下水道事業につきましては、農業集落排水を特定環境保全公共下水道に統合し、新たに活汲地区が特定環境保全公共下水道として、本年 4 月 1 日より供用を開始します。本年度は、計画最終年度である「津別町下水道長寿命化計画(平成 25 年度～30 年度)」に基づき、老朽化対策としてマンホールポンプ所の改築更新と下水道管理センター電気計装設備の更新を行うこととしています。

また、下水道処理場の耐震性を測るため、下水道管理センター耐震診断を実施するとともに、長寿命化計画に代わる新たな計画としまして「津別町下水道ストックマネジメント計画(平成 31 年度～40 年度)」を策定し、今後とも施設の適正管理、事業の経

営維持・向上に努めてまいります。

道道津別陸別線の携帯電話不感地帯として残る、津別町域約4キロメートルと陸別町域の全線のエリア化につきましては、引き続き陸別町と連携し関係機関等への働きかけを行ってまいります。

## 11. 財政運営と各会計の予算規模

本年度の国の予算は、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度としまして、昨年度同様「経済再生と財政再建の両立」する予算として、前年比2,581億円、0.3増の97兆7,000億円で、6年連続で過去最高額を上回る額で編成されました。

地方財政計画につきましては、歳入における一般財源は総額として前年並みを確保しつつ、地方交付税は前年度比2.0%、3,213億円減の16兆85億円となりました。歳出では、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円を確保しつつ、子ども・子育て支援等の社会保障関係費を適切に計上し、公共施設等の適正管理の推進事業費を増額して地方財政措置を拡充することとしています。

このような中、本町の平成30年度の予算編成につきましては、将来にわたって継続できるまちづくりに向けた施策とともに、緊急性と住民要求の高い事業を選択して予算編成を行い、その結果、本年度の一般会計予算の総額は、前年度比3.0%増の55億2,500万円となりました。これは、木材工芸館整備事業と平成26年度に借り入れしましたこども園の起債元金償還が始まったことによる公債費の増が大きな要因となったものです。

以上により編成しました平成30年度の各会計予算は、一般会計55億2,500万円（前年度比3.0%増）、国民健康保険事業特別会計8億9,030万円（前年度比7.4%減）、後期高齢者医療事業特別会計9,180万円（前年度比4.3%増）、介護保険事業特別会計5億6,570万円（前年度比2.7%増）、下水道事業特別会計4億2,640万円（前年度比8.4%減）、簡易水道事業特別会計4億3,610万円（前年度比36.2%増）、合計79億3,530万円（前年度比2.4%増）となりました。

## 12. 結び

平成 30 年度予算は、「津別町第 5 次総合計画（平成 22 年度～平成 31 年度）」と地方創生事業に関する「津別町人口ビジョン」及び「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき編成したものであります。

中でも、複合庁舎の建設にあたりましては、新たに審議会を設置し、町民の皆さまとの意見交換を含めながら進めてまいりますとともに、地方創生推進交付金事業としまして、まちづくり会社設立準備を主とする「まちなか再生とまちの賑わいの創出事業」や「再生可能エネルギーの利活用推進事業」「障がい者・生活困窮者の働く場の創出事業雇用拡大」などを実施することとしており、人口減少社会に対応する確かな取り組みを進めてまいります考えであります。

総合計画につきましては、既に地方自治法による策定要件がなくなりましたが、独自条例による総合計画を策定することとし、次期総合計画に向けた策定委員会、審議会を設置するとともに、住民アンケートや各種ワークショップ等を通じ、町民が望む町の将来像の具現化に向けて取り組んでまいります所存であります。

本年度も職員と一丸となり、まちづくりに取り組んでまいりますこととお誓いし、平成 30 年度の町政方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 以上で町政方針を終わります。

#### ◎教育行政方針

○議長(鹿中順一君) 日程第 5、教育行政方針を行います。

教育長から教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長(宮管 玲君) [登壇] 平成 30 年度教育行政方針を述べさせていただきます。

はじめに

グローバル化は、私たちの社会に多様性をもたらし、急速な情報化や技術革新は私たちの生活を質的に変化させつつあります。「今の子どもたちの 65%は、大学卒業時に、

今は存在しない職業につく。今後 10～20 年間で、雇用者の半数近くの仕事が自動化される」といった予測があるように、社会の変化は加速度を増し、複雑で予想困難となってきています。このような時代だからこそ、子どもたち一人一人が、よりよい社会と幸せな人生の創り手となる「生きる力」を身につけることができるように、さらに、町民一人一人が生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができるように、学校と家庭・地域の信頼と連携を一層強化し、教育大綱の基本方針に掲げた 6 本の柱に沿って教育行政を推進してまいります。

#### 柱の 1：自らを高め、社会を生き抜く力を育む学校教育の推進

家庭との連携や校種を越えた切れ目のない一貫した教育の展開等により、知徳体が調和した生きる土台となる太くて丈夫な根を育むことを目指し、次の施策に取り組みます。

##### ・「確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進」について

確かな学力を育むために、タブレット端末やプロジェクター等の ICT 教育環境整備を推進し、学び手である子どもたち一人一人が考えを持ち、話し合い、教え合い、伝え合うといった思考・発信型の授業への転換を支援します。また、学校図書館の蔵書充実や小中学校新聞の配備、「よむ日のススメ」、「読書ノート」の取り組みを継続し、言語活動の活性化を支援します。

豊かな心を育むために、道徳の時間はもとより、一人一人の良さを褒め励ます学校の全教育活動を通じてコミュニケーション力を高め、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断等の規範意識を身に付けさせることを重視します。

健やかな体を育むために、こども園や小学校からのコーディネーショントレーニング出前授業等、運動指導の要請に応え、子どもたちの体力向上を支援します。

##### ・「子どもたちの特性を踏まえた特別支援教育の充実」について

特別支援教育が制度化された平成 19 年度以降、全国的な傾向どおり、本町においても設置学級数や在籍児童生徒数が増加する傾向にあります。一人一人の支援ニーズに応えるため、学習や生活をサポートする支援員を小学校に一名増員し、個々の能力や才能を伸ばす多様な自立支援や学習活動を充実させます。

・「グローバル化に対応できる人材の育成」について

平成 32 年度から新学習指導要領に移行することにもない、30 年度は小学 5・6 年生の外国語活動はこれまでの 35 単位時間に加え 15 単位時間の増、小学校 3・4 年生は新たに 15 単位時間の実施となります。小学校においては今後も引き続き、すべての外国語活動の時間に A L T を派遣し、担任とのチームティーチングによる活動の充実を支援します。

中学生の国際交流につきましては、台湾彰化県立二水国民中学校との相互交流事業が一巡し、30 年度は二水郷に中学生を派遣します。一巡目の検証結果に基づき、さらに改善を加え、友好親善を深め、異文化に触れる体験によって国際感覚を育みます。

・「学校間連携や学校運営の改善」について

校種間の交流や連携を支援し、幼・小・中・高の各ステージがスムーズにつながる、連続性・一貫性のある教育を目指します。特に、小中学校間では、双方の課題である家庭におけるテレビやゲーム、スマホ等に興じる時間が多いことへの対応や、中 1 ギャップの解消及び特別支援教育の連携を重視します。

学校運営の改善については、北海道共同利用型校務支援システムを導入し、校務の I C T 化によって教職員の事務処理の効率化を図ります。

## 柱の 2：郷土愛を育む教育の推進

津別町の歴史、文化、自然環境などを学ぶ場を通して、生まれ育った町に対する理解と愛着を深め、まちづくりの力となってくれる人材の育成を目指し、次の施策に取り組めます。

・「ふるさとの理解を深め、ふるさとを誇りに思える教育の推進」について

学校教育、社会教育の両面から、地域を支える産業や自然・資源を理解し、地域を誇りに思う心の醸成に努めます。事業所見学や中学生、高校生の職場体験学習、各教科及び総合的な学習の時間と関連した体験学習等により、本町の魅力を実感する機会の拡大に努めます。

平成 21 年度から木工の専門家を講師に小中学校で実施している木育授業は、愛林のまちつべつの林業や木の文化の理解を深める津別ならではの学習活動であり、林業関



係者の協力を得ながら改善充実を検討します。

学校給食では町内生産者と提携し、オール津別産食材での給食を工夫提供します。安全で安心な地元の食材に関心を持たせるとともに、ふるさと津別を愛する生産者の思いや願いを知ることで感謝の気持ちを育みます。

### 柱の3：安全・安心な教育環境づくりの推進

津別町全体を大きな学校ととらえ、開かれた学校づくりをはじめ、地域全体で幼児・児童・生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境を目指し、次の施策に取り組みます。

#### ・「安全で楽しく学べる教育環境の推進」について

いじめのない安全で楽しい学校づくりは、教職員や関係者が徹底して取り組むべき重要な課題です。子どもたち同士が互いのよさを認め合う教育活動を通じてコミュニケーション力を高めるとともに、各学校のいじめ防止基本方針をもとにアンケート調査等を計画的に実施し、教職員の目が行き届く教育環境づくりに努めます。

さらに、関係機関の指導協力のもと、交通事故や各種の災害、インターネット等、社会の危険から自分自身を守る力を育みます。

#### ・「地域全体で子どもの育ちを支援する、開かれた学校づくりの推進」について

人口減少や少子高齢化等の社会の大きな変化の中、学校と家庭、地域が目標や課題を共有し、地域の特色を生かし、地域全体で本町の子どもたちを育むことが大切です。開かれた学校からさらに一步踏み出し、地域が学校を支援し、学校が地域の期待に応える、津別だからこそできるコミュニティスクールの検討を始めます。

#### ・「高校教育の振興」について

道立津別高校には、地元中学卒業生の多くが進学します。生徒を大切にし、生徒の夢をかなえる教職員の熱意ある指導が津別高校の特色です。より多くの地元中学生に選択される高校となるよう、教科書代や制服購入費、各種検定料の補助、国公立大学入学一時金の給付等の各種支援を継続します。

29年度、長期休業中に議事堂を会場に開講した公設学習塾については、さらに希望者が増えることを想定し、継続開催していきます。町内在住で津別高校以外に通学し

ている生徒も受講対象とし、津別高校振興対策に主眼を置きつつ、将来の通年開設のニーズも把握・検討します。

#### 柱の4：「愛情と地域連携で育む家庭教育の推進」について

教育の原点は家庭であり、学校教育が抱える今日的な課題解決には、保護者の理解と協力が不可欠です。基本的な生活習慣や倫理観、自立心などが身につくよう家庭と密接に連携するとともに、PTAや、地域の協力を得て家庭の教育力がより一層向上するよう、次の施策に取り組みます。

##### ・「家庭の教育力向上支援」について

ライフスタイルや保護者の意識の多様化といった社会の変化の中、各家庭の自主性を尊重しつつ、保護者が自信を持って子どもの教育にあたることができるよう、親子が一緒に参加できる体験活動の参加奨励等、家庭教育の充実を図ります。特に、テレビやゲームの時間を少し削って読書活動に振り分ける「よむ日のススメ」を学校や公民館図書室と連携して働きかけます。乳幼児へのブックスタートに加え、就学予定児童にも絵本をプレゼントし、読み聞かせや読書といった家庭における言語環境の整備や、幼児家庭教育学級の自主的活動を引き続き支援します。

##### ・「放課後の児童活動の充実」について

子どもたちが放課後や土曜日、長期休業中の時間を安心かつ有意義に過ごせるよう、力いっぱい遊ぶ場としての児童館だけではなく、ほっと一息つける憩いの場としての児童館となるよう努めます。地域の人材の積極的な活用やこども芸術劇場の開催、土曜日開催の体験活動アソビバとの連携等、心を耕す事業内容の充実により、自主性や社会性の向上や基本的な生活習慣の定着を図ります。

#### 柱の5：楽しさや生きがいを感じられる社会教育の推進

心の豊かさを実感し、健康で潤いのある生活を過ごせるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」文化活動やスポーツ活動に参加できる環境づくりを目指し、次の施策に取り組みます。

##### ・「生涯学習社会の基礎整備の充実」について

幼少期から高齢期まで生涯にわたって学び続けることができるよう、各種講座の開設や充実に努めます。寿大学においては、シニア世代が地域を支える一員として一層活躍していただくために、社会的ニーズを踏まえた講座の充実に努めます。

・「教育・文化・体育施設の機能充実」について

増築したトレーニングルームにはランニングやウォーキング用の運動器具を設置し、幅広い年齢層の利用者のニーズに応え、健康づくりを支援します。

また、共和野球場のスタンドベンチの改修やパークゴルフ場のコース看板の改修等、町民の元気を創り出す拠点として社会教育施設の計画的な修理営繕を行います。

中央公民館図書室については、引き続き古い蔵書を整理しながら空間の創出やレイアウトの工夫に努めます。学校と連携して「よむ日のススメ」を家庭・地域に奨励するとともに、読書の履歴を記録する「読書通帳」のシステムを導入し、図書室利用の活性化を図ります。小中学生については、年間40冊読破を目標とする「読書ノート」の取り組みを継続し、読書好きな子どもを育みます。

・「芸術・文化活動や生涯スポーツ活動の推進」について

引き続き、既存の文化団体等の自主活動を支援していきます。また、体育関係団体や総合型クラブと連携し、幼児から高齢者まで幅広く、町民だれもがスポーツに親しめるよう努めます。

さらに、スポーツ合宿事業を町のブランドの一つとして定着させるため、合宿チームの誘致拡大と事業内容の充実に努めます。

## 柱の6：津別ならではの「自然と共生した地域づくり」の推進

「愛林のまち」の森林資源や自然環境を未来へ継承していくため、子どもたちが本町の特色である豊かな自然の恵みを守っていくという意欲や、環境に配慮して行動できる人となるよう、次の施策に取り組めます。

・「地域の特色を生かしたまちづくりや持続可能な社会の構築」について

本町が、豊かな森林資源や森林の持つ多面的機能を保全し、持続可能な社会を実現するには、資源が循環して活用される取り組みが不可欠です。学校教育、社会教育の両面から、木質ペレットによる暖房や太陽光発電といった再生可能エネルギー利活用

施設の見学をはじめ、廃棄物の抑制やリサイクル、山、川、海をつなぐ環境教育等、本町の特色を生かした教育活動を推進するとともに、教職員への研修や情報提供に努めます。

以上、平成30年度の教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し上げました。

引き続き、津別町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と、すべての町民が生涯にわたって学び、運動に親しむことができる環境づくりに努力してまいりますので、町民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 以上で教育行政方針を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 本日ここに第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る2月18日、津別町消防功労者 宮脇義明様をご逝去されました。故人は、永年、消防団員として、地域の防災活動に多大なご貢献をいただいたところであり、生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、叙勲についてであります。高齡者叙勲としまして、津別町字大昭 小澤 實様が、津別町議会議員として永年にわたり地方自治にご尽力されたご功績により、旭日単光章を受章され、2月27日に伝達されました。このたびの栄えある受賞に対し、心より敬意を表する次第であります。

次に、丸玉木材株式会社からの寄附についてであります。12月26日、丸玉木材森づくり基金のための寄附として、平成29年度分の500万円のご寄附をいただいたところであります。

改めて丸玉木材株式会社に感謝の意を表しますとともに、今後も丸玉木材森づくり基金による愛林のまち緑資源を守る推進事業を継続し、本町で実施する造林や除間伐などの森林整備事業に助成を行い、豊かな森林の育成に努めてまいる考えであります。

次に、北海道立林業大学校の誘致活動についてであります。津別町からオホーツクによるオホーツク地域への誘致活動を関係機関に提案しておりましたが、平成29年12月28日に、「網走東部流域林業大学校等人材育成機関誘致期成会（会長 辻直孝北見市長）」が設立され、平成30年2月8日には、網走東部流域期成会と網走西部流域期成会が一体となり、「オホーツク林業大学校誘致協議懇話会（会長 東京農業大学 黒瀧秀久教授）」が結成されました。

これにより、2月21日、北海道水産林務部長に対し、管内18市町村の総意による「(仮称)北海道立林業大学校を網走西部・東部流域に設立する提案書」を滝上町長とともに懇話会を代表し提出したところです。この席には、オホーツク総合振興局管内選出道議会議員6名全員が応援団として同席されました。

北海道は、学年定員を40名程度とする「(仮称)北海道立林業大学校基本構想(案)」を策定し、2月21日～3月20日までの間パブリックコメントを行い、これを経て3月末には基本構想を確定することとしています。提案内容11項目の一番目には、「本部開校可能施設については、滝上町や津別町等を提案するとともに、網走西部・東部流域の18市町村が現場実習を可能とするサテライトとして提案する」としており、既に手を上げている道内他の12地区に負けないよう、引き続き誘致活動を進めてまいります。

次に、国営農地再編整備事業についてであります。一昨年度実施地区となり昨年

度より工事に着手したところですが、1月19日、道内選出国會議員、農林水産省及び国土交通省北海道局の関係部局を訪問し、平成29年度補正予算措置へのお礼と平成30年度予算措置について要請活動を行ってまいりました。昨年度は、8月に3度も台風が上陸し、工事に遅れが生じましたが、今年度はほぼ計画どおり順調に進み、整備後に作付けした農地の事業実施効果についても説明してきたところです。

今後も予算の確保により、事業の着実な実施を図り、平成36年度までの計画年度内で完了できるよう、引き続き国営事業促進期成会及び推進協議会の役員等事業関係者と連携し、関係機関への適期の要請活動を行ってまいります。

次に、地域医療維持補助金の要請についてであります。1月29日、丸玉木材株式会社並びに津別病院より、地域医療維持に係る補助金の要請を受けたところであります。これまで町内唯一の医療機関として地域医療を担うため、医師、看護師など医療従事者の人員確保や、救急医療を含めた診療体制を維持するための経営努力が続けられているところですが、人口減などにより、厳しい経営環境にあると報告されたところです。

町としましては、このたびの要請の趣旨にかんがみ、本町の保健、医療を守る観点から支援に向けた対応を取ることとし、引き続き経営努力を求め、町民に対する医療サービスが、維持・提供されるよう要請してまいります。

次に、交通死亡事故についてであります。2月3日、共和地区国道240号と町道104号線とのT字路交差点で、町内在住の男性が運転する軽トラックが町道から国道に出ようとしていたところ、釧路方面から走行してきたタンクローリーと出会い頭に衝突し、軽トラックを運転していた男性が死亡する痛ましい事故になったところです。平成28年度に短い期間で3件の死亡交通事故が発生し、「交通死亡事故発生に伴う非常事態宣言」を発し「緊急交通安全運動」を取り組んでまいりましたが、今回の事故により、町内における死亡交通事故ゼロ日運動は456日でストップし、町民による死亡交通事故ゼロ日運動についても、507日でストップすることになりました。

悲惨な交通事故を再び起こさないためにも、引き続き交通安全に対する啓蒙及び啓発を行う運動を展開してまいりたいと考えておりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に、地域支え合いフォーラム 2018 in つべつについてであります。2月7日、中央公民館において、生活困窮者などへの地域支援型推進モデルの研究事業に取り組む、大阪市立大学大学院の野村研究室と北海道総合研究調査会、津別町社会福祉協議会、及び津別町との共催で開催されました。

第1部では、一昨年から町内2カ所でモデル地区として取り組んでいる、地域住民を主体とした身近な福祉相談所の活動報告が行われ、第2部では、「みんなが生き生きとする津別町に向けて」と題し、法政大学教授の湯浅 誠氏による講演が行われました。第3部では、身近な福祉相談所などを拠点に、地域での見守りや個別支援にかかわる担い手の方を交えて、この間の活動の状況や地域の課題などについてリレートークが行われました。

今後とも引き続き、生活困窮者などへの支援や、専門職と地域住民が連携して支え合う相談支援体制の拡充に向け、関係者と連携して取り組んでまいります。

次に、平成29年度林野火災予防に関する標語、ポスターの知事賞の受賞についてであります。毎年6月に、林野火災予防の普及啓発を図ることを目的に、小学校に標語とポスターの募集を行っており、その作品の中から網走南部森林管理署、オホーツク総合振興局東部森林質室、校長会及び町により審査を行い、優秀と認められた作品それぞれ3点を北海道に推薦しているところです。

このたび、標語の部門において、津別小学校4年生の山口樹里さんの作品「守ろうよ 森の温もり 未来へと」が優秀賞を受賞し、同じく4年生の山本瑞紀さんと6年生の笠原佑梨奈さんが入選しました。ポスター部門では、5年生の小林 空さんと4年生の久保莉桜さんが入選し、3月1日、津別小学校校長室においてオホーツク総合振興局工藤地域産業担当部長より賞状と記念品の伝達が行われました。

受賞された皆さんにお祝いを申し上げますとともに、町としましても引き続き、林野火災予防の普及啓発活動を推進してまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。3月1日現在、一般土木工事関係については18件、1億8,125万7,000円、一般建築工事関係については32件、2億3,126万4,000円、簡易水道・下水道工事関係については17件、1億5,262万6,000円、設計等委託業務関係については34件、2億5,443万5,000円であり、平成29年

度予算分については、すべて発注を終了したところです。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定及び新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎同意第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました同意第1号のオホーツク町村公平委員会委員の選任について説明をさせていただきます。

オホーツク町村公平委員会委員の奥谷公敏氏が、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、改めて奥谷公敏氏を委員に選任いたしたく、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

奥谷氏は、元湧別町長であり、住所及び生年月日は、議案書に記載のとおりであります。

なお、任期は平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間となります。

以上、説明をさせていただきましたので、ご承認につきましてよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。



討論を省略し、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

### ◎議案第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第1号 津別町総合計画の策定と運用に関する条例の制定について、及び日程第9、議案第5号 津別町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第1号 津別町総合計画の策定と運用に関する条例の制定について、及び日程第9、議案第5号 津別町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第1号から順次内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(伊藤泰広君) それでは、ただいま上程となりました議案第1号 津別町総合計画の策定と運用に関する条例の制定についての内容についてご説明をさせていただきます。

まず、別冊の説明資料1ページをお開きください。既に、全員協議会や常任委員会等で詳細の説明をさせていただいておりますので、概略の説明とさせていただきます。

まず、制定理由に関しましては、地方自治法におきます市町村基本構想の策定義務がなくなりまして、総合計画策定の法定根拠がなくなりましたが、総合的かつ計画的な町政運営には、総合計画が必要であると考えまして条例を制定して総合計画を策定

しようとするものであります。

条例の概要につきましては、策定と運用に関する基本的事項を定めるものであります。下の条例案につきましては、説明文を付けまして、1月15日から2月14日までパブリックコメント期間を設けましたが意見はなく終了しております。そのため、修正箇所はなく、先の全員協議会等でお示したものと同一条例案となっておりますので、目次については省略しておりますが、内容については再度の説明はいたしません。パブリックコメントにつけました説明文の内容をこの説明欄のほうに記載しております。

備考欄におきましてなのですが、3ページになります。第8条の備考といたしまして、中期財政計画の作成根拠を条例に盛り込むこと。また次の第9条の備考といたしまして、審議会条例の改正内容にも関連するのですが、町民の意見取り入れから議決までの簡単な流れを記載させていただいております。

議案につきましては、目次を付けた条例案となっておりますが、条文のほうの一番最後に附則といたしまして、施行期日を30年4月1日と規定しております。

以上、概略ですが新条例制定の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 津別町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定についての内容についてご説明いたします。

先ほどの別冊の説明資料5ページをお開きください。改正の詳しい内容につきましては、既に全員協議会で説明しておりますので、こちらも概略の説明とさせていただきます。

改正理由につきましては、今回の総合計画策定にかかり想定される体制に向けて改正しようとするもので、策定委員会を住民と役場職員で設置し、多くの町民の意見を取り入れながら行政とのやりとりの中で案を作成、最終案を審議会において協議していただくという考えのものです。

新旧対照表をご覧ください。第3条第1項で審議会の委員を15人以内といたします。同条第2項で第3号を新設いたしまして、策定委員会のメンバーを含めることとしておりますが、策定委員会は三部会制を想定していきまして、その各部長が審議会に入っていくということで想定しております。

第6条の改正につきましては、先の総合計画作成時には、審議会に専門部会を設けてまして実質的な策定業務を行っておりましたが、これを策定委員会と改めまして、町民と町職員の30名以内で組織し、総合計画の基本的な案を策定してもらおうとするものであります。

めぐりまして第7条です。こちらは、文言整理と実際に規則を設けているため、規則への委任事項として明文化して改正するものであります。

それでは、議案の条文のほうをお開きください。後ろのほうになります。議案第5号になりますので、ちょっと後ろのほうになるのですが、改正条文につきましては、今説明資料のほうで新旧対照表の内容を条文化したものですので、説明は省略いたします。改正条例、こちらも附則ですが、新条例の制定とともに平成30年4月1日から施行するものとして施行時期を規定するものです。

実際には、広報4月号等で策定委員会委員の一般公募を行うことといたしまして、新年度の早い時期に策定委員会を含めた審議会を組織したいと考えております。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。新条例並びに条例改正につきまして承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） この条例自体については、特に全員協議会で話し合いをしましたが問題ないのですけれども、この策定委員の、条文には一般公募等とありますけれども、一般公募の中で前回のように人数が多いと、それぞれの年代がある程度のバランスで盛り込まれると思うのですけれども、総合計画、10年計画ですから、やはり世代の偏りが無いというか、あらゆる世代が網羅されて意見が反映されるようにしていくべきだと思うのですけれども、そういったところ、人数が少ない場合偏りが出てしまうかと思うのですが、担当のほうではどう考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 先の全員協議会でもちらっとお話ししましたが、基本的に策定委員会のほうにつきましては、30代から40代、つまり10年後の責任世代

となる人を想定して一般公募しようと思っています。実際の一般公募の中にも、そういうような文言を入れようと考えております。役所のほうの職員につきましても同様に、同様の世代を中心ということで、次の責任世代を基本に策定委員会を組織しようというふうに考えているところです。なお、審議会のほうに関しては、そういう意味では、それを受けてそれがいいか悪いか判断することで考えていますので、どちらかという年代ちょっと高めかなというふうに、こちらのほうは代表者を各団体の代表者ということで考えておりますので、少し年齢が高めになるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第2号 津別町庁舎等建設審議会条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいま上程となりました議案第2号 津別町庁舎等建設審議会条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、複合庁舎建設等まちなか再生基本計画に掲げられております役場庁舎、議会議事堂及び健康福祉センター機能を有する庁舎等の建設に関し、基本構想案や基本設計の内容の審議をはじめ、必要な事項を調査及び審議するため庁舎等建設審議会を設置するものであります。

お配りしております説明資料によりご説明申し上げますので、説明資料の7ページをお開きください。条例の制定理由は、ただいま説明申し上げたとおりでございます。この審議会に関しまして、設置並びに運営に関し必要な事項を制定するものであります。

条文のほうをご覧ください。第1条は設置の目的であります。第2条は、審議会の所掌事項の規定です。第3条の組織は、委員は12人以内で組織し、第1号で各種団体から推薦されたものとして、庁舎機能に加わる津別町議会、津別町社会福祉協議会、津別町教育委員会、健康福祉センターの機能を考慮し、津別病院、経済団体から津別町農業協同組合、津別地区林業協同組合、津別町商工会及び津別建設業協会、これらの団体から各1人のほか、津別町自治会連合会、津別町まちなか再生協議会委員歴任者から各2人を見込んでおります。

次ページになります。第4条は任期の規定で、庁舎等の規定に関する諮問にかかる審議が終了するまでの間としております。第5条は、会長の選任方法及び職務、職務代理者についての規定です。第6条は、会議の規定です。第7条では、審議会の庶務は総務課において処理すること。第8条では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し施行に必要な事項は、町長が別に定めることを規定しています。

議案にお戻りください。附則になります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 1点質問させていただきます。ここの任期にかかわる分なのですが、先の第9回特別委員会で資料により、早くても4月中旬以降となり、対象は3月末までにまとめた基本構想（案）とし、6月末までに審議会を完了する方向と説明を受けた記憶がございます。この部分について任期については、具体的な記述等は書かれていないのですが、現在の今審議がとまっている状況でありますし、その部分についてどのような考えであるのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） ただいまのご質問にお答えします。任期についてですが、特別委員会のほうでご説明したことにつきましては、予定ということで押さえていただきたいのですけれども、まず、審議会で審議いただく内容としまして、基本構想案、たたき台ということで、こちらについては一定程度のたたき台を町のほうで作りまして、そちらで審議していただくという考えです。今まだ基本構想案のたたき台については、まだ策定中でありますので、その後をもって審議会のほうで案の審議をしていただくという形になります。その後において、今度基本素案が固まりますと、今度基本設計のほうに入っていくかと思えます。そちらの基本設計の内容等についても審議会のほうで審議をお願いするという考えを持ってございますので、今現在具体的なスケジュールというか、その年月、どの期間かかるかというのは、まだ本当に予定としてだけしかないものですから、いつまでという具体的な期間なり、そういうものはまだ今の段階では申し上げられないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 具体的なことはよろしいのですが、当初言っていたよりも遅

れるということの確認と、大体この内容を見ますと、前日も期日はある程度2カ月くらいのような形で切られているような感じに説明では受けているのですが、その部分については遅れるにしても2カ月ぐらいで終了するという考えでよろしいのかどうか再度お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 特別委員会の中で出している資料が今段階内部のほうで方向づけしている日程そのものでございます。早い段階で基本構想にかかわる部分につきまして、煮詰めていただきまして、その後に直ちに基本設計に入ると。基本設計にかかる完成の時期というのが、おおむね30年度末というふうに見込んでおりますので、そこまでの中では具体的な審議というのは継続する考え方を持っております。そのほか、庁舎建設にかかわる必要事項というのがありますので、その進捗状況を見ながら十分連携を図りながら審議会等ご相談しながら進めていきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） つまり特別委員会での説明にあります、時期が遅れているので時期のことはよろしいのですが、6月末までに審議を完了する方向とありますが、これは継続的に審議するという説明でよろしいのですか。2カ月くらいのスパンで審議会が審議を終えて審議会が解散するという意味合いではなく、審議は継続するというので、あくまでこの文章的には、おおむねの審議はここで完了するというような説明ということでよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） 基本構想にかかわる部分につきましては、おおむね6月までに仕上げたいという考え方を持っております。ただしながら、審議会での審議する内容については、基本構想のみならず基本設計にかかわる分も継続して議論しますので、そういった意味では年度末まではおのずと引っ張るというようなことでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 第3条に、審議会は委員12人以内で組織し、とあります。説明資料を見ますと、12人各種団体から出てくるのです。（1）各種団体から推薦された者、これだけで12人になっているのに、（2）のその他町長が必要と認める者、この人間が入る枠がないわけであり、（2）が果たして必要なかどうか、どうしてこういうことになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） 第3条の部分の2号の部分のご質問かなと思います。各種団体から推薦された者としまして、説明欄でご説明したとおり、一応その団体を見込んでいますけれども、何らかの事由により、こちらの団体等からの推薦がなかった場合とか、そういった場合も想定されますので、そういった場合の措置というのですか、団体以外からの者ということも考えられるということでこちらは規定をしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 確認ですけれども、各種団体12人今枠をとっているけども、そこがそろわなかったときに、町長に相談してだれかいませんかという話をするということですか。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小泉政敏君） こちらの内部のほうで協議してというか、その上でそういう、こういった人というか、何ていうのでしょうか有識者というか、そういう人も考えられるかと思いますが、いろいろな面を考えてこの規定を設けてございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） であれば、やはりきちんと説明の中でもそうした際の補てんであり、なおかつそういうときにはどういった方々を想定しているという説明があつてしかるべきだと思いますので、次からはそういう形でお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。



討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第3号 津別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第3号 津別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について内容の説明をいたします。

別冊資料9ページをお開きください。制定理由は、平成26年に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして、介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴いまして、現在は北海道の条例で定められています指定居宅介護支援等の事業に係る人員や運営などに関する基準につきまして、津別町の条例で定めることとなったものです。

条例概要につきましては、国が示す基準を参照して地域の実情や特性を十分に考慮することとされております。

資料9ページからご説明いたします。第1条趣旨につきましては、サービス計画費の支給、指定及び人員等について介護保険法の規定に基づき基準を定めます。第2条

は、定義につきまして使用する用語は、法と省令において使用する用語の例によるものです。第3条につきましては、指定及び更新について、法人とするもので、これは国の基準では法人とされておりますが、参酌すべき事業基準といたしまして、津別町では他の基準条例と同じく津別町暴力団排除条例第2条第3号に掲げる者、これは暴力団関係事業者ではない者と定めるものでございます。第4条は、基本方針といたしまして、指定居宅介護支援事業への配慮や事業者としてのあり方について記載しております。

10 ページです。第5条に関しましては、従業員の員数、常勤の介護支援職員を置くというようなことを定めさせていただいております。管理者は、常勤の管理者を置く、以下の条件について記載しております。第7条につきましては、内容及び手続の説明及び同意について記載しております。提供の開始に際し、手続に関する同意や説明について基準を定めているものでございます。

12 ページにいきまして第8条、提供拒否の禁止、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないということをやうたっております。第9条、サービス提供困難時の対応ということで、サービス提供が困難である場合につきましては、ほかの事業所の紹介など、そういうことの措置をすることやうたっております。第10条では、提供を求められた場合は、受給資格を確認することをやうたっております。第11条、要介護認定の申請に係る援助ということで、認定申請における協力についてうたわせていただいております。第12条につきましては、身分を証する書類の携行について記載しております。第13条は、利用料の受領について記載しているものでございます。

14 ページ、第14条、これは利用した際の提供証明書の交付について記載しております。第15条は、居宅介護支援の基本取り扱い方針について記載しております。第16条は、居宅介護支援の具体的取扱方針にして定めているものでございます。

19 ページ、法定代理受領に係る報告については、市町村または国保連合会に法定代理受領にサービスとして位置づけた情報の提供についてここに記載させていただいているものでございます。第18条は、居宅サービス計画等について当該利用者についての交付について記載しております。第19条は、利用者に関する市町村への周知について記載しております。

20 ページにつきまして、第 20 条、管理者の責務について記載し、21 条については、運営規定の定めについて記載しております。第 22 条は、勤務体制の確保について適切な従業員の体制、業務及び資質の向上について記載し、第 23 条は設備、備品の備えについて記載しております。第 24 条は、従業員の健康管理について、25 条については、重要事項概要や勤務体制の提示について、第 26 条については、秘密保持等で個人情報の保護について記載しております。第 27 条は、広告における虚偽または誇大なものの禁止について、第 28 条は、特定の居宅サービス事業者等によるサービスの位置付けによる指示等の禁止をうたっております。

22 ページですが、第 29 条、苦情処理について、苦情への迅速かつ適切な対応について記載しております。第 30 条は、事故発生時の対応について記載しております。第 31 条は、会計の区分について、第 32 条は、記録の整備でございます。こちらの記録の整備につきましては、国のほうは 2 年となっておりますが、参酌すべき基準といたしまして、津別町は居宅介護支援事業者が不適切な請求により介護報酬を受領した場合に町が返還請求することができる期間を合わせまして、記録の保存期間を 5 年間とするというふうに定めさせていただいております。

24 ページ、33 条につきましては、準用規定といたしまして基準外と居宅介護支援について記載しております。

それでは、議案条文に戻っていただきまして、附則で平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしております。

そして、第 16 条第 1 項、第 18 条の 2 の規定は、6 カ月間の…、先ほど説明していませんでしたが、16 条第 1 項のところでは、訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援、重症化防止や地域資源の有効活用等から市町村が確認是正を促していくことが適当であり、ケアマネージャーが通常のケアプランよりかけ離れた回数をする場合に対しましては、国の基準を参考といたしまして、その国の基準が平成 30 年 4 月に国が定めることとなっておりますので、6 カ月間の周知期間を設けまして、ここの適用につきましては、10 月から施行するというものでございます。また、管理者に係る経過措置といたしまして、平成 33 年 3 月 31 日までは、主任介護支援専門員ではなく、介護支援専門員を管理者とすることができるとしております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第4号 津別町小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第4号 津別町小

規模企業振興基本条例の制定についてご説明申し上げます。

説明資料 25 ページをご覧ください。この条例制定の経緯につきましては、平成 26 年 6 月に小規模企業振興基本法が制定され、第 7 条には地方公共団体においても、小規模企業の振興に関する施策を実施する責務が明記され、北海道は平成 28 年 4 月に条例を制定しており、道内市町村でも徐々に制定されてきているところであります。

背景としましては、道内企業数の約 9 割を超えている小規模企業者は、地域の経済と雇用を支えておりますが、その小規模企業者は厳しい経営環境に置かれ、地域が一体となって支えていかなければ、ますます地域が崩壊してしまうという考え方のもと、その基本理念と基本的事項等を定めるために条例を制定するものです。

津別町としても、商工会から 2 年連続で制定の要望が出されるとともに、議会の一般質問においても質問を受けており、町長から平成 30 年 4 月 1 日の施行を目指したいとの答弁をしているところです。

条文に沿ってご説明申し上げます。第 1 条では目的について規定しており、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化と地域社会の持続的な発展に資することを目的としております。

第 2 条は定義ですが、今条例の中で用いられる用語のうち、小規模企業者及び商工会について定義しております。

第 3 条では、小規模企業の振興を図る上での基本的な理念を規定しております。小規模企業が地域で重要な役割を果たしているという基本認識のもと、小規模企業者みずからの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ国、北海道、商工会、その他関係機関と町が連携を図る中で一体となって支えていくということを基本理念としております。

第 4 条では、基本理念に基づく基本的施策を規定しております。第 1 号では、小規模企業の経営基盤の整備に関する施策。第 2 号では、小規模企業の新事業の創出及び起業支援に関する施策。第 3 号では、小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策。第 4 号では、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策としております。

第 5 条では、町の責務について規定しております。第 1 項では、町は第 3 条において規定する基本理念にのっとり、第 4 条において規定する小規模企業の振興に関する

基本的施策を総合的に推進しなければならないことを規定しております。第2項では、小規模企業の地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならないことについて規定しております。

第6条では、小規模企業者の役割について規定しております。第1項では、小規模企業者は、経済的社会的環境変化に応じて、みずからの経営基盤の強化、経営革新等に努力しなければならないことを規定しております。第2項では、商工会への加入に努めることを規定しております。第3項では、小規模企業者の地域貢献への努力について規定しております。

次に、第7条では、商工会の役割について規定しております。小規模企業の振興に積極的に取り組むことを規定しております。

第8条では、町の財政上の措置について規定しております。

第9条では、その他としてこの条例の施行に関し必要な事項については、町長が別に定めることができることとしております。

条文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、原案についてご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第6号 津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま条例となりました議案第6号 津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

それでは、説明資料により内容のご説明を行いますので、28ページをご覧ください。

1の改正理由については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正となりましたので、その改正内容に合わせた改正を行うものであります。

2の改正内容の一つ目は、個人情報の定義を明確化するものであります。新旧対照表の第2条第1号において、個人情報について定義しておりますが、改正後におきましては、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものとしてアと、次のページのイの二つに分けて規定するものであります。アについては、改正前の当該情報に含まれる「氏名、生年月日その他の記述等」という規定のあとに改正後においては、一部省略いたしますけれども、（文書、図画、電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または、音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。））という定義を追加して明確に規定しています。

次のイについては、「個人識別符号が含まれるもの」と規定しています。個人識別符号については、資料の31ページをご覧ください。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項の規定を引用しており、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものと規定されています。政令では、中段から次のページにかけて四角の中のものについて規定されており、これらのものがすべてイに規定する個人識別符号となります。

28 ページにお戻りください。改正内容の二つ目は、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定の整備となります。29 ページの下から6行目となりますが、改正前の第7条3項において、「思想、信条及び宗教または社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱ってはならない」と規定していますが、改正後におきましては、第7条の上の行のように第2条第1号の2において、新たに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報と定義しています要配慮個人情報に置き換えて、「要配慮個人情報を収集してはならない」と改正しており、法律第2条第4項については、33 ページをご覧ください。要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいうと規定されており、政令で定める記述等については、その下の四角の中のものが規定されております。

29 ページにお戻り願います。第7条第3項では、「取り扱う」を「収集する」と改めています。これにつきましても、法律での表現に合わせるものであります。

次のページ、第8条については、個人情報取扱事務登録簿記載事項に新たに第6号の2として、「個人情報に個人配慮情報が含まれるときは、その旨」を追加しています。

議案の本分にお戻り願います。本文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

附則の施行期日についてであります。本条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第6号の提案内容のご説明を申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第7号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第15、議案第10号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第7号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第15、議案第10号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第7号から順次内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第7号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたします。別冊説明資料の34ページをご覧ください。はじめに議案第7号の説明となります。まず、今回の改正理由につきましては、平成27年5月に成立いたしました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等

の一部を改正する法律によりまして、平成 30 年 4 月から国民健康保険事業の都道府県化に伴い、北海道が国保の財政運営の責任主体となる制度改正が行われますが、これに伴いまして本町の国民健康保険税条例において文言修正などの改正が必要となるものでございます。

2 の改正内容ですが、国民健康保険税課税額について、その税額を構成する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額をそれぞれ号立てで表記とし、以下それに伴う参照条項等の文言修正となっております。

新旧対照表改正前の第 2 条は、課税額を規定している条文で、税額を構成する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金等課税額を一括して規定しているものを、改正後におきましては、それぞれ北海道国民健康保険事業特別会計において負担する納付金に充てるという文言表記を加えまして、1 号から 3 号として条立てで表記するものでございます。なお、この表記の仕方につきましては、平成 30 年度施行の地方税法の表記に準拠したものとなっております。

35 ページ、中段からの第 2 項、第 3 項、第 4 項については、第 2 条税額表記の号立てにより、それぞれの税額を規定した参照先の号番号を各項条文の頭に加えるものでございます。また、第 4 項 2 行目のアンダーライン部は、改正前は介護納付金課税被保険者の定義を規定しておりましたが、今回の改正によりまして第 1 項第 3 号中において、先に定義規定が置かれたことから不要となり削除するものでございます。

36 ページ、第 5 条の 2、第 1 号につきましても、国民健康保険法の法律番号が、今回の改正によりまして第 2 条第 1 号に先に規定されることから不要となり削除するものでございます。

それでは、議案書のほうに戻っていただきたいと思えます。ただいまご説明しました内容を改正条文といたしたものでございます。

附則ですが、第 1 項、施行期日として、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとし、第 2 項適用区分におきまして、改正後の条例規定は、平成 30 年度以降の年度分の国民健康保険税条例について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

続きまして、議案第 10 号になります。ページが飛びます。よろしくお願ひいたしま

す。津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。資料につきましては37ページとなります。

今回の改正理由につきましては、先ほどの国保税条例と同様、本年4月からの国民健康保険事業の都道府県化に伴う所要の改正を行うもので、2の改正内容として制度の改正によって北海道と各市町村が行う事務の明文化のための字句の追加と、現在設置されております国民健康保険運営協議会の名称を津別町国民健康保険運営協議会に改めるものでございます。

新旧対照表になります。改正点の一つは、初めの目次と下段の第1章第1条において、町が行う国民健康保険の次に、「の事務」を加えるものでございます。これは、今回の制度改正による法改正によって、市町村が行う国民健康という文言が法律上なくなり、新たに都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険という文言に変わることとなります。このため、従来 of 文言表記ではできないことから、改正後は「町が行う国民健康保険の事務」という表記に改めるものでございます。また、目次中、第2章の名称と38ページになります。第2章の名称さらに第2条目次を含めた条文中、改正前の「国民健康保険運営協議会」を、改正後は「津別町国民健康保険運営協議会」に改めるものでございます。この部分につきましても、法律改正によって国民健康保険運営協議会という文言が法律上なくなり、北海道が設置する運営協議会と区分明文化のため改正後は、津別町国民健康保険運営協議会と改めるものでございます。

それでは、議案書のほうに戻っていただきたいと思ひます。ただいまご説明いたしました内容を改正条文といたしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第7号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたしましたので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第8号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(小野淳子さん) ただいま上程となりました議案第8号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

資料の39ページをお開きください。改正理由は、第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)の策定による介護保険料等の見直しによるものでございます。

新旧対照表第2条ですが、第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間中に見込まれる介護保険事業費や地域支援事業費を勘案いたしまして、保険料収納必要額を確保することができるよう設定するものでございます。この算定により、津別町の介護保険料基準額が第6期は3,800円としておりましたが、第7期では4,440円と640円の上昇となりました。この設定にあたり、基金から3,000万円の取り崩しを行います。保険料は、この月額基準額をもとに介護保険法施行令で定めます保険料率を乗じて得た額としています。備考欄に記載しておりますが、第1段階から0.5、0.65、0.75、0.9といたしまして、第5段階が基準段階になります。津別町では第9段階まであり、最後1.5倍までございますが、その保険料率を乗じて得た額をそれぞれ第1項第1号から第9号までに定めております。ですが、第2段階と第3段階では、国の保険料率は0.75となっておりますが、津別町では第5期、平成24年から26年度は0.625と、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料設定を行ってきたことから、第6期でも同じく第2段階は0.625としておりましたが、第7期では0.65として算定しております。国の基準との差額は、年間200万円の負担で3年分を合わせますと先の基金取り崩しと合わせますと3,600万円を基金から取り崩す予定でございます。

それでは、第2項から40ページになりますが、第2項から第5項までは介護保険法施行規則の改正によりまして基準所得額が改正されたことによりまして、それぞれ年度の修正と基準所得額の改正を行っております。第6項につきましては、第1号の保険料率は、先ほど0.65と説明いたしましたが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして、介護保険法の改正によりまして、平成27年の4月から消費税による公費投入をいたしまして、低所得者の保険料軽減措置を行っておりますので、これからの3年間も0.05の軽減を行いますので2万6,600円と第1号のところでご説明いたしましたが、この期間中は2万3,900円とするものでございます。第13条につきましては、法改正により第2号被保険者の要介護、要支援認定者も多くなったということで、第1号被保険者ではなく被保険者とするように該当させるために改正するものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、今説明申し上げました内容を改正文といたしましたものでございます。

附則といたしまして、平成30年4月1日から施行するとし、第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分は従前の例によるものとしているものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第9号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第9号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の41ページをお開き願います。1の改正理由ですが、相生に住宅を2棟2戸新築したことによる団地名等の追加でございます。2の改正理由ですが、新旧対照表に記載のとおり別表第1の西町団地の下に相生団地2戸を追加するものでございま

す。

議案本文にお戻り願います。本文につきましては、新旧対照表にてご説明いたしましたものを条文にしたものでございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第11号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第21、議案第14号 津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第11号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第21、議案第14号 津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題にすることに決定しました。

議案第11号から順次内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第11号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定から、議案第14号 津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容の説明をいたします。

説明資料の42ページをお開きください。今回の改正につきましては、一括改正の背景及び理由につきまして説明させていただきます。

指定介護予防支援、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として市町村条例で定めることとされており、この基準を満たす指定事業者が指定介護予防支援等を提供することとされています。平成29年6月2日に公布されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律における介護保険法の改正で、平成30年4月から日常的な医学管理を行う医療機能と生活施設として機能を兼ね備えた「介護医療院」が新たに介護保健施設に追加されることや、児童福祉法や障害者総合支援法の指定を受けている事業者も市町村条例の基準を満たせば、共生型サービスとして介護保険サービスを提供できることとなります。

また、国では、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度、定期的な介護保険制度の見直しを実施しておりますが、平成30年度に向けまして、この共生型サービスに関する基準等について見直しが行われ、厚生労働省令である指定介



護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、平成 30 年 4 月 1 日付で施行されます。これを受け、津別町の条例改正を行うものでございます。

また、地域密着型サービス事業者の指定の基準の改正については、この基準省令での対応ではなく、介護保険法施行規則の改正での対応事項とされたことにより、津別町指定地域密着型介護サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の改正も行うものでございます。

改正概要といたしまして、津別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例のほうにつきましては、介護保険法施行規則第 131 条の 10 の 2 で、介護保険法第 78 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定める指定地域密着型サービス事業者の指定基準を定めておりますが、看護小規模多機能型居宅介護の見直しで、サービス供給量を増やす観点や診療所からの参入を進めるため、基準の緩和がされることにより、法人であることに病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）という文言を加える改正を行うものでございます。

そして、津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例や、津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例と津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、国の基準省令に基づき改正を行うものでございます。

大まかなものとして、これから表に入っていることをご説明いたします。まず、訪問系サービスでいけば、サービス名は定期巡回・随時対応型訪問介護看護のほうでは、オペレーターに係る基準の見直しはされております。日中と夜間・早朝におけるコール件数等の状況に大きな差がないということ踏まえての、そういうことによる見直し、オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の 3 年以上の経験

についても見直しをされる。あと、介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和。あと、地域へのサービス提供の推進について内容の改正がされ、一番右側の条例のところを該当する箇所のところを記載しております。次に、夜間対応型訪問介護のほうでは、先ほどと同じくオペレーターに係る基準の見直しがされたことによるものでございます。

そして、通所系サービスにつきましては、共生型地域密着型通所介護、この共生型地域密着型通所介護につきましては、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援または放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして基準を設定しております。続きまして、療養通所介護です。こちらは定員数の見直しをされております。これは、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施しているが、さらに地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、定員数を引き上げるというものでございます。あと、認知症対応型通所介護、こちらも利用定員の見直しをするものでございます。

そして、3番目、多機能型サービスといたしまして、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、1つとしては指定に関する基準の緩和、そしてサテライト型事業所の創設、その中に幾つか改正するところがございます。

4番目といたしまして居住系サービスで、地域密着型特定施設入居者生活介護では、今回身体的拘束等の適正化、このさらなる適正化を図るということで、身体拘束等を行う場合には、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録するなど、検討委員会を3カ月に1回以上開催するなど、新たに定めるものでございます。あと、療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例についても新たに定めさせていただくものでございます。そして、認知症対応型共同生活介護のほうにつきましては、先ほどと同様身体拘束等の適正化を図るという観点で新たに新設されております。

施設系サービスのほうでは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、一つとしては、入居者の医療ニーズへの対応、入居者の病状の急変等に備えるため、施設に対しては、あらかじめ配置医師による対応その他の方法に対応する方法を定めて

おこななければならないということを義務付けるものが新たに加わるものです。そして身体拘束等の適正化というのも、こちらのほうで新たにうたいます。

続きましては、介護予防支援のほうにつきましては、医療と介護の連携の強化ということで、入院時における医療機関との連携促進ということが新たに加わります。あと、平常時からの医療機関との連携促進。そして公正中立なケアマネジメントの確保を行う。3番目に障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携。こちらが引き続き障害福祉サービスから介護サービスにつながる、連携するということで、それぞれの担当相談員、ケアマネージャーが密接な連携を促進するために、新たに指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要があるということを明確にしたものでございます。

大まかなことは説明申し上げましたが、順次これからそれ以外の箇所について説明いたします。47 ページになります津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。先に大まかな該当をすところを説明したものは省かせていただきまして説明させていただきます、また、先の改正で改正漏れがあった箇所と字句等の修正があります。それでは、47 ページのほうでは、目次のほうに共生地域密着型サービスの設定ということで新たに加わったところで、先の説明で説明させていただいていますので省かせていただきまして、49 ページの第6条の第5項第12号に介護医療院の追加をさせていただくものでございます。あと、ほかの箇所も介護医療院ということで付け加えるところがございますが、あと、引き続きまして、先ほど説明した箇所になりますので飛ばしまして、53 ページのところでございます。53 ページの第59条の3のところにつきましては第3号、ここに「法115条の45」としてありますが、「第」が抜けておりましたので、ここで記載漏れをしている箇所を直させていただきます。次のページの59条の12では、定義規定を設けることで今回改正させていただいております。55 ページからも先に説明いたしました共生型サービスに関する基準についてですので、ここは省かせていただきまして、58 ページでございますが、今まで第5節としてありますが、共生型が定められたことで第6節と改めるものでございます。第59条の25は、先ほどの説明で療養通所型事業所について説明した箇所でご

ございます。第 61 条につきましては、介護医療院を追加するものでございます。60 ページになりますが、第 191 条第 8 項が今回の改正で追加となり、ここでアンダーラインの所に及び、第 191 条第 8 項を加えるものでございます。62 ページでは、「及び」を「並び」に改め、第 191 条第 8 項が加わったことで、ここに第 191 条第 8 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を追加するものでございます。63 ページの表の上段でございますが、ここには介護医療院が加わることで、「又は」を「、」に改め、最後に「又は介護医療院」を加えるものでございます。そして、下段のほうでございますが、こちらは、改正漏れがありまして、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に、「指定地域密着型通所介護事業所」を加えるものでございます。64 ページのほうでは、「以下」の次に、「この章において」を加える改正でございます。それ以後は、介護医療院の追加と、先の説明のものなどで、備考欄に記載しております改正ですので、それでは、条文に戻っていただきまして、こちらの今説明した内容を改正文に改めたもので、附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとしたものでございます。

続きまして、次の 87 ページになりますが、津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。こちら先の説明いたしました箇所は省いて説明させていただきます、こちらのほうも先の改正時の改正漏れがあった箇所と字句等の修正をさせていただきます。第 5 条では、介護医療院の追加によるものでございます。89 ページにいきます。89 ページ、第 39 条第 3 項中、「法 115 条」とありますが、これは「法第 115 条」に改めます。ここの箇所の「聞く」というものを、こちらの字の違う「聴く」のほうに改正するものでございます。第 5 項は、改正漏れによるもので、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、同一建物に居住する利用者以外のものに対しても、サービスの提供をするように努めるということを定義づける改正でございます。90 ページの第 40 条第 2 項の第 6 号では、「前条第 4 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録」を加えるものでございます。そして、91 ページ、第 44 条の第 6 項でござ

ございます。表の上段に介護医療院を加える改正と、下段では改正漏れによります「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に、「指定地域密着型通所介護事業所」を加えるものでございます。その後は、介護医療院の追加によるものでございますので、93 ページをお開きください。こちらの第 62 条を削除する改正と、94 ページ、第 64 条第 2 項第 8 号につきましては、第 62 条第 2 項を次条において準用する第 39 条第 4 項に改めるものでございます。65 条につきましては、「及び第 38 条」から「第 39 条まで」に改め、「読み替える」のところをアンダーラインの第 39 条第 3 項中、「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改めるものでございます。また、それ以後は、介護医療院の追加と先に説明したものとなりますので、備考欄等に記載のとおり改正となりますので、この条例の説明は終わらせていただきまして、条文のほうに戻っていただきまして、今ご説明いたしました内容の改正文となります。そして、附則といたしましては、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するというふうになります。

説明資料の 99 ページでございます。津別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ですが、先にも説明いたしましたが、看護小規模多機能型居宅介護の見直しで、診療所からの参入を進めるための基準緩和によるものでございます。第 3 条の法人に病床を有する診療所を開設するもの、(看護小規模多機能型居宅介護に限る。) とするものを加えたものでございます。

それでは、条文に戻っていただきまして、今の説明いたしましたことを改正文といたしましたものでございます。

附則といたしまして、この条例も平成 30 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

続きまして、説明資料の 100 ページでございます。津別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、先の説明箇所を除いて説明させていただきます。また、こちらも改正漏れの箇所があったものと字

句等の修正がございます。101 ページ、第 7 条第 4 項からですが、第 3 項が新しく新設になったことから条ずれによる改正となります。102 ページの第 12 条は、ここは改正漏れがあった箇所です。今回改正いたしますが、「又は」を「及び」に「若しくは」を「又は」に改めるものでございます。第 15 条第 1 号「第 140 条の 66 第 5 項」を「第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）」に改めるものでございます。31 条は、第 33 条第 12 項の新設によりずれたことによる改正となっております。104 ページ、第 33 条第 9 項でございますが、利用者及びその家族の参加を基本としているということを明確にした改正によります。第 12 号は、介護予防支援事業所と指定居宅サービス等の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、介護予防サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとするように定めるものでございます。第 13 号につきましては、ここは改正漏れで括弧書きのところを削除するものでございます。第 14 号は、第 16 号でモニタリングの文言が出てくるため、こちらで定義規定を設けたものでございます。106 ページの第 16 号のほうでは、第 14 号で定義規定を設けたことによる改正になります。イのほうでは、前回改正漏れで「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」までを削除するものでございます。107 ページの第 28 号では、地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、協力するよう努めるものとしたものでございます。

それでは、条文に戻っていただきまして、今説明した箇所を改正文といたしたものでございます。

附則といたしましては、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 12 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 14 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 15 号 津別町起業等振興促進条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第15号 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

説明資料の108ページをご覧ください。改正理由につきましては、この条例により町内において事業活動を行うものに助成し、起業の促進及び企業活動の支援による産業の振興及び雇用の場の確保を促進してきましたが、より一層の活用を促し有効なものとするために改正するものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。昨年の議会一般質問において、現在該当しないサービス業等を該当させること、それから投資額の下限を下げることを検討する旨の回答をしているところですが、まずサービス業等を該当させる改正についてであります。日本標準産業分類では、大分類のサービス業でも入らない業種もありますが、ある程度分類にとらわれず、条例の定義の事業所にサービス事業所を加えて、もう少し大枠でとらえるような形でなるべく広く該当させたいと考えております。いろいろなケースが出てくる可能性はありますが、審査会で審議する中で検討していきたいと考えております。

次に、対象投資額を下げる改正であります。これまでも要望があり、また、中には多少無理をしても投資額を上げるというケースもあることから、全体的に下げて使いやすいものにするための改正であります。

次に、起業者の取り扱いであります。これまでは、町外で既に事業を行っている方が移転せずに町内で事業を開始した場合は起業者としておりませんでした。町内で新規事業を開始という点では、同様に有益であると考えますので、起業者として取り扱うための改正であります。

次の空き店舗活用時及び雇用の関係の率の上乗せについては、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第2条から順次説明させていただきます。第2条の定義の事業所にサービス事業所を加えます。次のページ、起業者についてありますが、起業者の次に「町内において事業を開始する者」を加え、あと、イを削り



ます。次の第4条の2、補助金の額の加算措置であります。現在、空家等対策協議会において、空き家等の利活用について協議を進めており、これを推進していくためにも加算額の上乗せは有効だと考えますし、現在進めております道東エリアリノベーションプロジェクト成功のためにも必要なものであると考えております。

また、雇用対策についても、現在非常に厳しい状況ですので、合わせて上乗せするものであります。加算額については、これまで補助金の額に対して10分の1を乗じて得た額を加算しておりましたが、この改正で対象投資額に対する補助金の額（率）に10分の1を上乗せするものです。具体的に説明しますと、これまで新規起業で空き店舗等を活用し、100万円投資した場合には、100万円掛ける10分の4に1割上乗せでありますので44万円の補助ということでありましたが、変更後は、100万円掛ける10分の4に、10分の1を上乗せして10分の5を掛けることとなりますので、50万円の補助ということになります。起業者で空き店舗、それから雇用、両方該当した場合は、10分の6、60万円の補助ということになります。

次の1号、2号につきましては、新旧で変わりませんが、今の内容説明のために載せております。次の別表におきまして、先ほど説明しましたとおり対象投資額をそれぞれ下げております。

それでは、議案の条文をご覧ください。ただいま説明した内容を条文として整理したものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。経過措置といたしまして、この条例の施行日前に改正前の津別町起業等振興促進条例第3条の規定により、指定を受けたものに係る補助金については、なお従前の例によるとしております。

以上、ご説明申し上げましたので、原案にご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 15 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 01分

再開 午後 2時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 16 号 津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 16 号 津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

説明資料 111 ページをご覧ください。改正の理由につきましては、道路法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件（水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件）に係る占用料の定めがなかったため、新たに追加し定めるものであります。

改正内容につきましては、道路法施行令による専用物件区分において、占用料（占用単位長さ 1 メートル当たり、年額）を別表（第 3 条関係）に追加し、第 3 条第 2 項

第5号に「上水道及び下水道の各戸引込地下埋設管並びに」を追加するものでございます。それでは、新旧対照表に沿って説明いたします。改正前、改正後とあります。第3条につきましては、第3条第2項第5号、「下水道又は」を「上水道及び下水道の各戸引込地下埋設管並びに」に変えるものでございます。

112 ページをご覧ください。別表第3条関係、法第32条第1項第1号に掲げる工作物の次に、法第32条第1項第2号に掲げる物件を追加するものでございます。

なお、区分占用料につきましては、道路法施行令による占用物件区分、占用料に準拠して定めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を条文として整理したものであります。

附則といたしまして、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、議案第 17 号 権利の放棄について水道料金債権を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程されました議案第 17 号 権利の放棄についてご説明いたします。

放棄する権利の内容は、水道料金債権でございます。債務者につきましては、記載のとおりでございます。放棄する債権の額ですが、平成 27 年 1 月から平成 28 年 3 月までの 15 カ月分の水道料金でございます。合計 3 万 2,400 円でございます。

債権放棄の理由ですが、当該債権につきましては、毎月徴収のため債務者宅に訪問しておりましたが、平成 27 年 3 月以降、入院や通院に係る医療費等の出費が増えたことにより水道料金の徴収が困難な状態となり、翌 28 年 3 月に債務者が死亡しております。このため、戸籍謄本の請求を行い相続人の調査をいたしましたところ相続人がいないことが確認されたため、債務者及びその相続人がおりませんので、事実上債権の回収が不能となったものでございます。

以上のことにより、今後とも水道料金債権回収の見込みがありませんで、債権の放棄をすることといたしたく地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものでございますので、ご承認のほどよろしくお願ひします。

また、負担の公平の原則を損ねることになりましたことにつきまして、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、議案第 18 号 平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 18 号 平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 10 号）について説明いたします。

説明に入ります前に先の総務文教常任委員会での補正予算説明から農業費で新規事業となりますけれども、国の補正予算によります畑作構造転換事業の計画承認による補助割り当て内示がありまして、今回補正をさせていただくため委員会説明時から補正総額と補正後予算総額が変更となっておりますので、ご了承ください。

今回の補正の主な内容につきましては、給与費の時間外手当の増額、石油価格の高騰による各施設の燃料費の増額、子ども・子育て支援事業に係る過年度事業超過交付返還金の追加、新規事業となります畑作高度転換事業補助金の追加、相生地区サイレン吹鳴装置整備に伴う美幌津別広域事務組合負担金の増額、トレーニングセンターのトレーニング機器購入費の増額などを中心に補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 4,404 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 57 億 956 万 7,000 円とするものであります。第 2 項及び第 2 条、第 3 条につきましては、事項別明細書の説明後に説明をさせていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 9 ページから 10 ページをお開きください。まず、全体にかかわるものとして職員給与費の説明をさせていた

だきます。夏場の臨時的福祉バスの運転業務やスポーツ合宿、今後の除雪出動等により時間外手当が不足をする見込みで、各科目で増額計上をしております。一般会計全体では 205 万円、特別会計を含めた全会計では 235 万円の増額となります。給料に対しての割合は、当初予算では 5.5% でありましたが、補正後は 6.1% となります。また、一部科目において標準報酬月額の随時改訂によりまして、共済費の増額補正をしております。以上で、各科目ごとの給与費の説明は省略をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。また、主な補正の内容で先に申し上げたとおり、今年は石油価格が当初予算積算時よりリッター単価で 30 円ほど高騰しており、各施設で燃料費の予算が不足をし、各科目で増額補正の計上をしているところです。燃料費につきましても以上で説明を省略させていただきます。さらに事業精査による減額につきましても、一部説明を省略させていただきますのでご了承ください。

それでは、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費の議員報酬等は、昨年の議員改正によりまして、新議員については 6 月期末手当が在職期間に応じ減額となったことにより 62 万 3,000 円の減額です。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、二つ飛びまして、目 3 財政管理費の公共施設等整備基金積立金は、一般財源余剰分を積み立てるもので 6,631 万 6,000 円の増額です。目 5 財産管理費の公用車維持管理経費は、財源内訳のみの補正です。11 ページから 12 ページとなります。項 2 地域振興費、下段の目 3 企画振興費の多目的活動センター整備事業は、13 ページから 14 ページにまたがりませんが、駐車場の舗装整備と物置の設置工事を予定していたものであります。今後の活用方法を考慮し、また土地購入が遅くなったことにより、30 年度に最小限の整備事業を行うこととしたため減額をするものです。項 3 徴税費、目 1 税務総務費の税務事務経費は、社会保障税番号制度への税務システムの対応費用で、北海道自治体情報システム協議会への負担金で 22 万 7,000 円の増額です。項 4 戸籍住民登録費、目 1 戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワークシステム経費は、住民記録システムにおける住民票情報の副本登録にかかる対応費用で、北海道自治体情報システム協議会への負担金で 12 万 8,000 円の増額です。

15 ページから 16 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の障害者総合支援事業経費の負担金は、平成 30 年度の制度改正、報酬改正

に係る障害者自立支援給付支払システムの対応費用と、社会保障税番号制度への障害者福祉システムの対応費用で、北海道自治体情報システム協議会への負担金で 239 万 8,000 円の増額です。扶助費については、利用者の減少による減額です。地域生活支援事業経費も利用者、利用回数の減少による減額です。重度心身障害者医療費助成経費は、北海道医療給付事業の要綱改正に伴う医療給付システムの対応費用で、北海道自治体情報システム協議会への負担金で 17 万 2,000 円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金は、人件費の時間外対応分で 15 万円の増額です。

17 ページから 18 ページになります。介護保険事業特別会計繰出金は、人件費の時間外手当分と社会保障税番号制度への介護保険システムの改修分で 123 万 2,000 円の増額です。目 5 老人福祉費の老人福祉扶助費等は、老人バス無料券交付準備事務に係る臨時職員雇用に際し、賃金への予算流用によります流用元補てんで 28 万 4,000 円の増額です。介護サービス支援事業は、いちいの園に対する設備修繕の補助金で、ロードヒーティング系統の不具合修繕で 34 万円、床暖房制御装置の修繕で 18 万 4,000 円、デイサービス給湯用配管の修繕で 21 万 6,000 円、合わせて 74 万円の増額です。

19 ページから 20 ページになります。老人福祉費、老人福祉施設措置経費は、養護老人ホーム措置者の 1 名減により 250 万円の減額です。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費のひとり親家庭等医療費給付事業と次の乳幼児等医療費助成事業は、ともに北海道医療給付事業の要綱改正に伴う医療給付システムの対応費用で、北海道自治体情報システム協議会への負担金の増額です。児童手当等扶助費は 21 ページから 22 ページになりますけれども、社会保障税番号制度への児童手当システムへの対応費用で、北海道自治体情報システム協議会への負担金で 9 万 9,000 円の増額です。子ども・子育て支援事業は、平成 27 年度分のこども園運営費に関する子どものための教育・保育給付費の国庫負担金と道負担金の交付申請におきまして給付費の算定方法に誤りがあり、返還が生じたもので、国費分で 370 万 1,000 円、道費分で 355 万 1,000 円、合わせて 725 万 2,000 円の返還金の追加です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費の地域医療維持助成事業は財源内訳のみの補正です。目 3 環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、23 ページから 24 ページになりますが、次の簡易水道事業特別会計繰出金とともに、特別会計の事業

精査によります減額です。

25 ページから 26 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費、下段の目 3 農業振興費の畑作構造転換事業は、27 ページから 28 ページで、国の補正予算による新規事業となりますが、馬鈴しょ、てんさい等の畑作営農の大規模化に対応するため、省力作業体系や生産性向上技術の導入等を支援するもので、事業費に対し 2 分の 1 以内の補助で、2 農業生産法人が実施するトラクターなど省力作業機械導入の事業実施計画が承認され、補助金で 803 万 5,000 円の追加です。こちらは、道補助によるトンネル補助となります。項 2 林業費、目 2 林業振興費、林業振興対策補助費等は、林産工業振興基金特別融資の増によりまして、林協利子補給で 6 万 6,000 円の増額です。29 ページから 30 ページをお開きください。目 6 公有林費の町有林整備事業は、委託料の保育事業は雪害等に伴う事業の中止により 565 万 8,000 円の減額、過年度事業補助金返還金は、共和の町道 250 号線の災害復旧工事に係る森林環境保全整備事業補助金の返還金を昨年 6 月の第 2 号補正で予算措置をしたところでありましたが、国の返還事務手続きが平成 30 年度になることから 7 万円の減額です。

款 7 商工費から款 8 土木費は、給与費の増額、事業精査による減額と財源内訳のみの補正です。

35 ページから 36 ページをお開きください。款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防総務費の事務組合負担金は、相生地区サイレン吹鳴装置整備事業で 1,064 万円の追加、他の事業費精査の減額を合わせまして 791 万 4,000 円の増額です。相生地区サイレン吹鳴装置整備事業は、繰越明許費となります。

款 10 教育費は、37 ページから 38 ページをお開きください。中段の項 2 小学校費、目 1 学校管理費の小学校施設管理経費、電気料は昨年に比べまして図書室や支援児童教室の増による暖房の使用、トイレ凍結防止のための床暖房の使用、体育館利用者の要望により体育館入り口のロードヒーティングの使用による電気使用量の増により 111 万 4,000 円の増額です。

39 ページから 40 ページをお開きください。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費の社会教育総務経費は、リコーダー全国コンクール出場の派遣費補助金で 23 万 8,000 円の増額です。目 2 社会教育振興費の図書室経費は、財源内訳のみの補正です。41 ペー



ジから 42 ページをお開きください。項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費の社会体育事務経費は、ソフトテニス、バトン、トランポリンの全国大会出場の派遣費補助金で 10 万円の増額です。目 2 体育施設費のトレーニングセンター施設整備事業は、財源内訳のみの補正です。

43 ページから 44 ページをお開きください。中段のトレーニングセンター管理経費の備品購入費は、現在トレーニング室を増築しているところではありますが、利用者の一番の目的と予想されますランニングマシンが 1 台のみで、さらにランニングマシンを 1 台追加購入するもので 115 万 1,000 円の増額です。歳出の説明につきましては、以上となります。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税は、普通交付税の今年度の交付額に基づき一般財源として 6,906 万 6,000 円の増額です。

款 11 分担金及負担金、項 2 負担金、目 1 民生費負担金の老人福祉施設入所者徴収金は、養護老人ホーム措置者の減により 4 万 5,000 円の減額です。

款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金の介護給付費・訓練等給付費は、利用者の減により国庫負担分 2 分の 1 で 311 万 6,000 円の減額です。項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等も利用者の減により国庫補助分 2 分の 1 で 38 万 5,000 円の減額です。目 4 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、道路橋梁に関する事業費の精査により 181 万 2,000 円の減額です。

款 14 道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費道負担金の介護給付費訓練等給付費は、国庫負担金と同じく利用者減による道負担分 4 分の 1 で 155 万 8,000 円の減額です。項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金の地域生活支援事業費等も国庫補助金と同じく利用者減による道補助分 4 分の 1 で 19 万 3,000 円の減額です。目 4 農林業費道補助金の農業委員会等活動促進事業は、事業精査により 36 万 4,000 円の増額です。畑作構造転換事業は、歳出で説明いたしました同事業に対するもので 803 万 5,000 円の追加です。項 3 道委託金、目 1 総務費道委託金の商業統計調査は、調査の中止によりまして 8,000 円の減額です。目 2 土木費道委託金の樋門管理業務は、事業精査により 1 万円の減額です。

款 15 財産収入は、5 ページから 6 ページになります。項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入の建物等貸付料は、教職員住宅使用料で 27 万 1,000 円の増額です。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、基金充当事業の事業精査や財源振り替えによる減額ですが、ふるさとつべつ応援基金は、トレーニングセンターのランニングマシンの購入に充てるものです。

款 19 諸収入、項 4 受託事業収入、目 2 農林業費受託事業収入の農地保有合理化促進は、事業費確定により 8,000 円の減額です。項 5 雑入、目 6 雑入の宝くじ交付金は、交付額確定により 32 万 5,000 円の減額、事故共済金は、集中管理車の物損事故に係るもので 11 万 3,000 円増額、建物共済金は、森の健康館の落雪によるガラス破損に係るもので 14 万 6,000 円の増額です。目 7 地域振興事業助成金のスポーツ振興くじ助成金は、トレーニングセンター、トレーニング室増設事業に対する助成金で 1,600 万円の追加です。

款 20 町債、項 1 町債、目 1 総務債の多目的活動センター駐車場整備事業は、今年度の事業中止により全額 940 万円の減額です。目 2 衛生債の地域医療維持助成事業は、起債同意額の増によりまして 4,100 万円の増額、その他プラスチック圧縮梱包機購入事業は、事業精査により 840 万円の減額です。目 4 商工債のチミケップキャンプ場浄化槽設置等事業は、本体施設、トイレの改修がなく附帯施設のみの整備だったため起債対象外となったもので、全額 1,740 万円の減額です。目 6 消防債の消防タンク車購入事業は、事業精査により 180 万円の減額です。

7 ページから 8 ページになります。相生地区サイレン吹鳴装置整備事業は、新規で 1,060 万円の追加です。目 7 教育債のトレーニングセンター増築事業は、スポーツ振興くじ助成により財源の振り替えで 1,600 万円の減額です。目 8 災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧事業（単独）は、事業精査により 10 万円の減額です。

補正条文のほうにお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明しました補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条につきましては、繰越明許費の補正で、2 枚ほどめくっていただきまして、第 2 表のとおり追加は、複合庁舎建設等まちなか再生基本計画策定業務で、年度内の

計画策定が困難となり、繰越明許費として追加設定するものです。変更は、美幌・津別広域事務組合負担金で、既に設定しております津別消防庁舎の耐震診断業務の事業精査による減額と、相生地区サイレン吹鳴装置整備事業を追加して変更するものです。

条文のほうになりますが、第3条は地方債補正で、3枚ほどめぐりまして、第3表のとおり追加は、相生地区サイレン吹鳴装置整備事業、変更は、5事業において限度額の変更をお願いするものです。廃止は、起債の2事業で起債総額は、4億8,706万1,000円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第19号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、議案第19号 平成29年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 19 号 平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では給与費の時間外手当等において、これまでの実績及び見込み精査による追加でありまして、歳入では財源として一般会計繰入金の追加を内容とする補正でございます。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 15 万円を追加し、歳入最終予算の総額を 10 億 3,011 万 7,000 円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 15 万円の増額です。給与費については、職員手当等時間外手当として 15 万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして歳入となります。3 ページ、4 ページにお戻りください。款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、人件費増額分として 15 万円の追加でございます。

それでは、2 枚ほどページを戻っていただきまして、補正予算の条文となります。第 1 条第 2 項におきまして、ただいま説明いたしました補正額を款項ごとに次ページ、第 1 表で整理させていただきました。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 19 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、議案第 20 号 平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） それでは、ただいま上程となりました議案第 20 号 平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では人件費、時間外の補正と介護保険システム改修に伴う補正と、あと事業精査に伴う保険給付費地域支援事業の補正であり、歳入では事業費の精査による国庫支出金等の補正と介護保険システム改修と人件費分の一般会計繰入金増額の増額、基金繰入金の減額による補正予算となっております。

条文第 1 条第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 35 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 6,565 万円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1、項 1、目 1 一般管理費の給与費の時間外で、今までの実績によるものと、今後の見込みで 15 万円の増額をするものでございます。総務一般事務費では、介護保険システムの改修費、社会保障税番号対応のための補正で、120 万 7,000 円を増額補正するものでございます。

続きまして、事業精査によりまして、款 2、項 1、目 1 居宅介護サービス給付費では、利用の伸びが見られることによりまして 80 万円の増額補正となります。次に、目 2 施設介護サービス給付費では、特養での入所者数の見込みが伸びなかったことによりまして 85 万円の減額補正、目 6 地域密着型介護サービス給付費ですが、7 ページ、

8 ページになりますが、60 万円の増額になります。12 月に小規模多機能居宅介護の利用が少なかったことにより減額したところなのですけれども、後半、小規模多機能居宅介護のほうの登録利用者の伸びが見られることによりまして、今回、増額させていただくものでございます。次に、項 2、目 1 介護予防サービス給付費では、利用が微増していることから、16 万円の増額となります。項 4、目 1 高額介護サービス費では、見込んでいたよりも高額対象になる利用者の減によりまして 71 万円の減額補正となります。

款 3、項 1、目 1 サービス事業費ですが、総合事業での利用を見込んでおりましたが、下回る見込みとなりましたので 100 万円の減額補正となります。

続きまして、歳入にお戻りいただきまして、3 ページ、4 ページでございます。介護給付費と地域支援事業の事業精査によりまして、款 2、項 1、目 1 介護給付費負担金で 4 万 3,000 円の増額。項 2、目 1 調整交付金で 5 万円の減額。地域支援事業交付金分の調整交付金では 20 万円の減額。款 3、項 1、目 2 地域支援事業交付金で 28 万円の減額。款 4、項 1、目 1 介護給付費負担金で 4 万 2,000 円の減額。項 2、目 1 地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業分では 12 万 5,000 円の減額。款 6、項 1、目 2 地域支援事業繰入金では 12 万 5,000 円の減額。目 4 その他一般会計繰入金では、歳出のほうで見込んでおりました介護保険システム改修分 120 万 7,000 円と、人件費時間外分の 15 万円を合わせまして 135 万 7,000 円の増額補正。項 2、目 1 基金繰入金では、介護給付費準備繰入金で、地域支援事業費の減額となったことで 22 万 1,000 円の減額補正となります。

それでは、本文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項に定める第 1 表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきました。

以上、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第21号

○議長(鹿中順一君) 日程第28、議案第21号 平成29年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第21号 平成29年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第5号)につきましてご説明いたします。

補正の理由としましては、事業完了精査によるものです。第1条につきましては、歳入歳出それぞれ2,463万8,000円を減額し、予算総額を4億4,784万1,000円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので5ページ、6ページをお開き願います。5ページ、款2特環下水道費、項2下水道整備費、目1下水道整備費につきましては、交付金決定額が要望額より大幅に下回ったことにより、2,441万4,000円の減額となります。内容としましては6ページ、管渠等施設整備事業、補助経費において、委託料が161万3,000円の減、工事請負費において7号汚水幹線管渠新設工事が432万4,000円の減となります。マンホールポンプ所改築更新工事につきましては、2カ所予定のところ1カ所の実施で1,462万1,000円の減、電気計装設備更新工事につきましては385万6,000円の減となります。款3個別排水費につきましては、項2個別排水整備費、目1個別排水整備費において、委託料が精査により22万4,000円の減となります。

3 ページの歳入にお戻り願います。款 3 国庫支出金は、社会資本整備総合交付金事業完了に伴う交付金の精査で 1,266 万 7,000 円の減額。款 4 繰入金は、事業完了による精査で 747 万 1,000 円の減額。款 7 町債は、事業精査により目 1 特環下水道債が 1,060 万円の減額。目 2 個別排水事業債が 610 万円の追加となります。個別排水については、当 3 カ所から 9 カ所になったことによるものでございます。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、補正内容を款項区分に整理したものでございます。

第 2 条につきましては、第 2 表のとおり地方債の限度額を変更するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 21 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 22 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 29、議案第 22 号 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。



建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 22 号 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由といたしましては、事業完了精査が主なものでございます。

第 1 条は、補正予算の総則です。第 2 条以下について規定したものです。

第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の部第 1 款水道事業収益に 27 万 1,000 円を追加し、支出の部、第 1 款水道事業費用から 173 万 3,000 円を減額するものです。

第 3 条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、予算第 4 条に定めた本文括弧書きをそれぞれ改め、収入の部第 1 款資本的収入の予定額を 301 万 1,000 円減額し、支出の部、第 1 款資本的支出の予定額を 221 万 5,000 円減額するものです。

3 ページをお開き願います。収入の部、款 1 水道事業収益、項 3 営業外収益、目 3 長期前受金戻入は、補助分の減価償却分を収益化したもので、19 万 4,000 円の追加となります。項 4 特別利益、目 1 過年度損益修正益は、過年度分補助金に係る減価償却分を収益化したもので 7 万 7,000 円の追加となりますが、どちらの収入も現金の動きはありません。

支出の部につきましては、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費は、光熱水費等の精査で 9 万円の減。4 ページ、目 2 配水及び給水費は、光熱水費、委託料の精査で 71 万 3,000 円の減、目 4 総掛費は、委託料の精査で 9 万 7,000 円の減、目 6 資産減耗費は、大昭配水池のテレメーター更新により固定資産除却費が 76 万 8,000 円の追加となります。項 3 営業外費用は、目 2 消費税が精査により 160 万 1,000 円の減、5 ページ、資本的収入及び支出につきましては、収入で款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債にて、水道事業債が精査により 300 万円の減額、項 2 他会計繰入金は、1 万 1,000 円の減となります。

支出で、項 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設設置費は、委託料、工事請負費の事業完了精査により 198 万 8,000 円の減額となるものです。目 2 メーター設置費は、事業完了精査により 22 万 7,000 円を減額するものです。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 4 条は、企業債の限度額を別表 1 のとおり

変更するものでございます。第5条は、他会計の繰入金を1万1,000円減額するものです。

1ページをお開き願います。2ページまでが、予算補正実施計画となりますが、補正内容を款項区分に整理したものでございます。

6ページをお開き願います。キャッシュ・フロー計算書ですが、今回の補正により一番下①の資金期末残高は、3億663万4,000円となります。7ページから9ページは予定貸借対照表となります。7ページの下から6行目、②の現金預金は3億663万4,000円となり、9ページの③当該年度純利益を2,640万3,000円と見込むものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会・休会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、諸般の都合により、3月6日から3月7日の二日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

◎延会・休会の宣告

○議長(鹿中順一君) したがって、本日はこれで延会し、諸般の都合により3月6日から3月7日の二日間休会とすることに決定しました。

再開は、3月8日、午前10時です。

ご苦労さまでした。

(午後 3時 1分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員